

坂井市 子ども・子育て支援事業計画

<素案>

平成 26 年 12 月

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 1 |
| 2 計画の法的位置づけ..... | 1 |
| 3 計画の期間..... | 1 |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 | 2 |
| 1 統計による坂井市の状況..... | 2 |
| 2 アンケート調査結果の概要..... | 9 |
| 3 目標事業量に対する達成状況..... | 17 |
| 4 各施策目標の達成状況..... | 19 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 23 |
| 1 子ども・子育ての基本理念..... | 23 |
| 2 基本的視点..... | 24 |
| 3 施策の体系..... | 25 |
| 第4章 基本施策の展開 | 26 |
| 1 子どもが笑顔で育つまち..... | 26 |
| 2 家庭が笑顔で育つまち..... | 32 |
| 3 地域が笑顔で育つまち..... | 40 |
| 第5章 量の見込み及び確保の内容 | 44 |
| 1 教育・保育提供区域の設定..... | 44 |
| 2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容..... | 45 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容..... | 46 |
| 第6章 推進体制 | 52 |
| 1 計画の推進に向けて..... | 52 |
| 2 計画の評価・検証..... | 52 |

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる大切な存在です。子どもが健やかに育つためには、社会全体で子育てを支え、環境を整備していくことが重要です。

近年、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行により、子育てをめぐる状況は大きく変化しています。核家族化の進行等による家族構成の変化や地域のつながりの希薄化は、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱くことにもつながっています。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行される新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実、が目指されることとなっています。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

坂井市においても、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域における子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「坂井市次世代育成支援行動計画」(以下「前回計画」という。)をふまえながら、「坂井市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

3 計画の期間

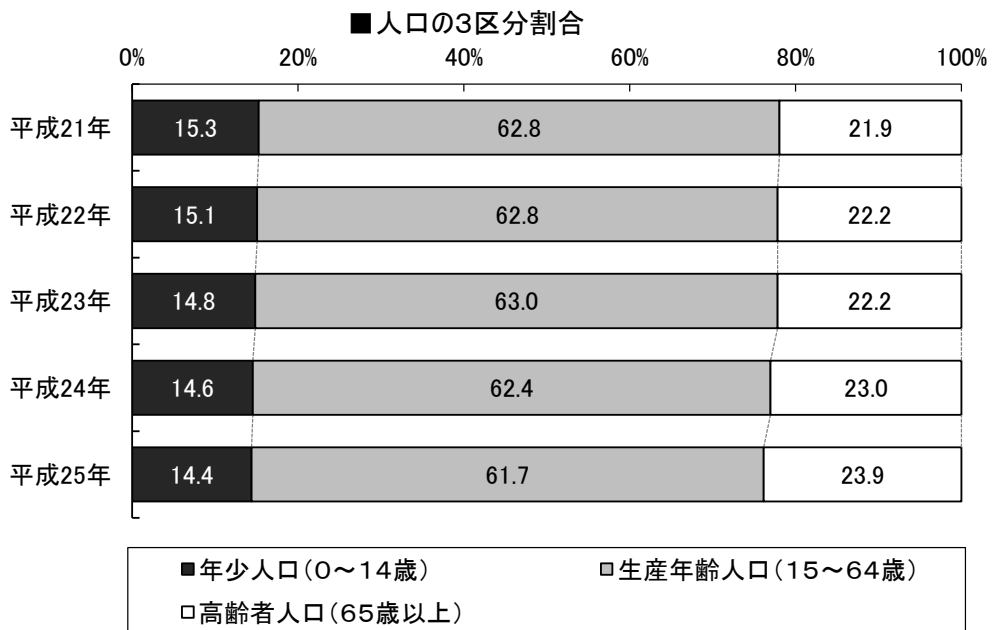
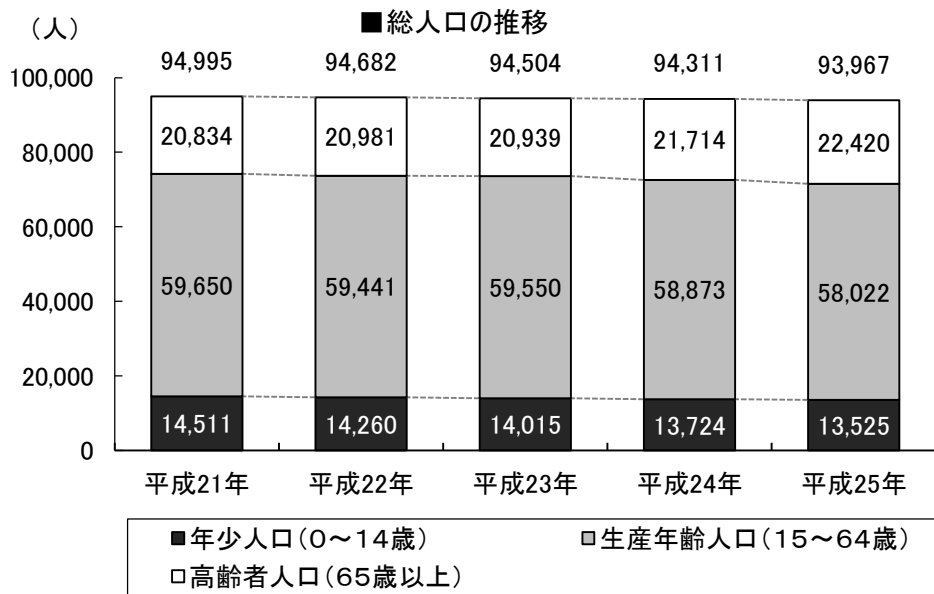
本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による坂井市の状況

(1) 人口の状況

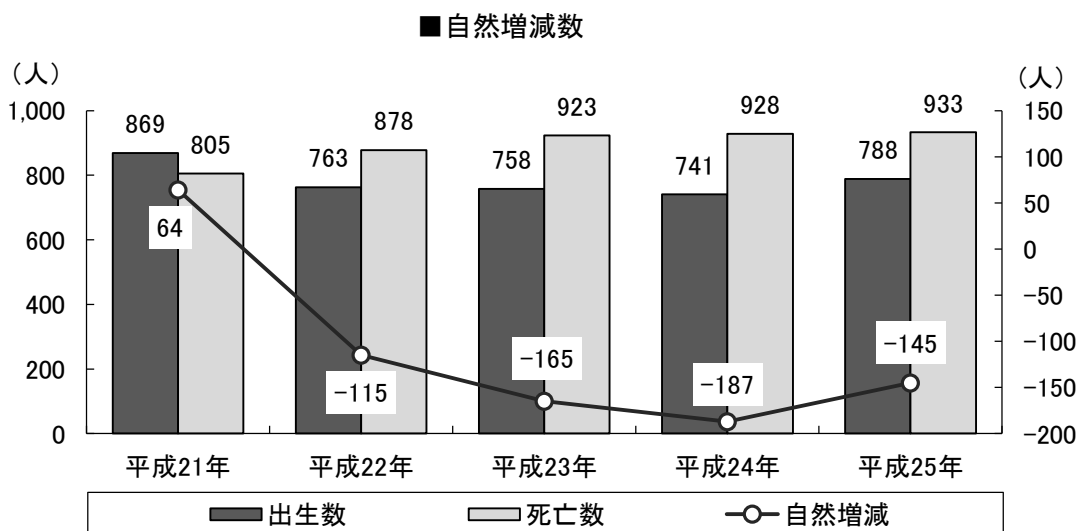
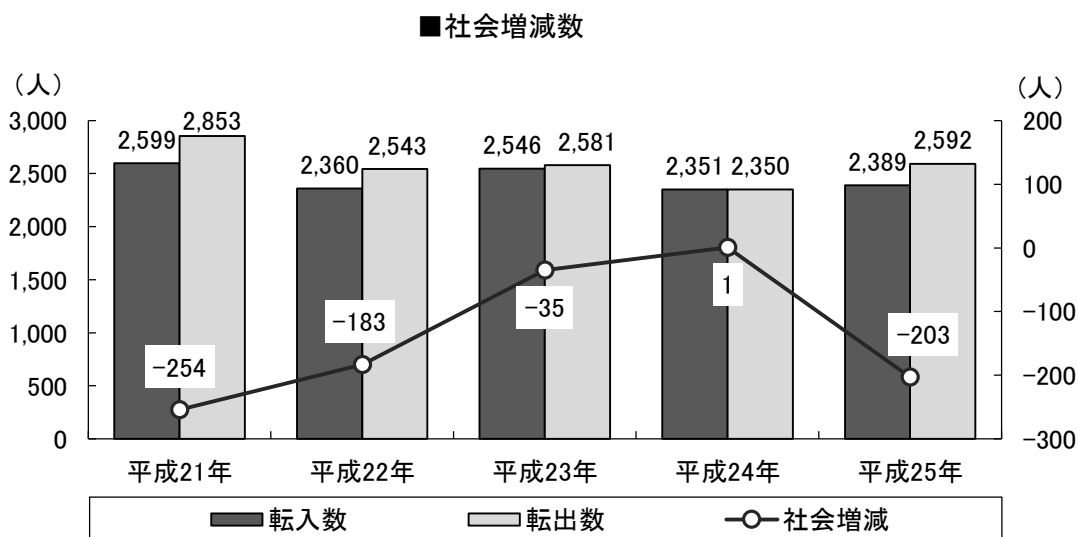
人口の推移をみると、総人口は平成21年度以降、減少を続けています。年齢3区分割合をみると、4年間のうち、年少人口割合は15.3%から14.4%まで減少、高齢者人口割合は21.9%から23.9%まで増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料:住民基本台帳 各年10月1日現在

(2) 人口動態

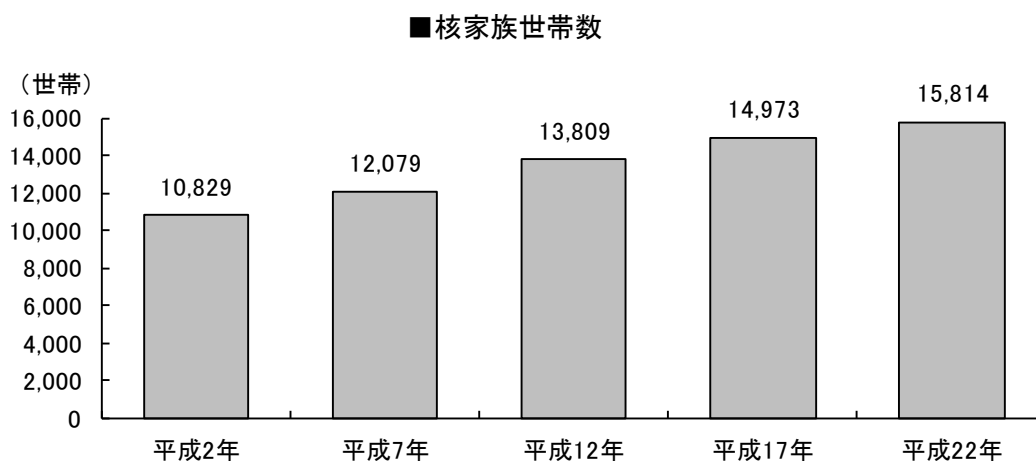
社会増減数をみると、平成21～25年のうち、平成24年は転入数が転出数を上回り1人増となっているものの、それ以外の年では、転出数が転入数を上回っています。自然増減数をみると、平成22年以降、死亡数が900人前後、出生数が800人を下回って推移しています。社会動態、自然動態の双方からみて、毎年人口は減少を続けています。



資料：福井県の推計人口

(3) 世帯の状況

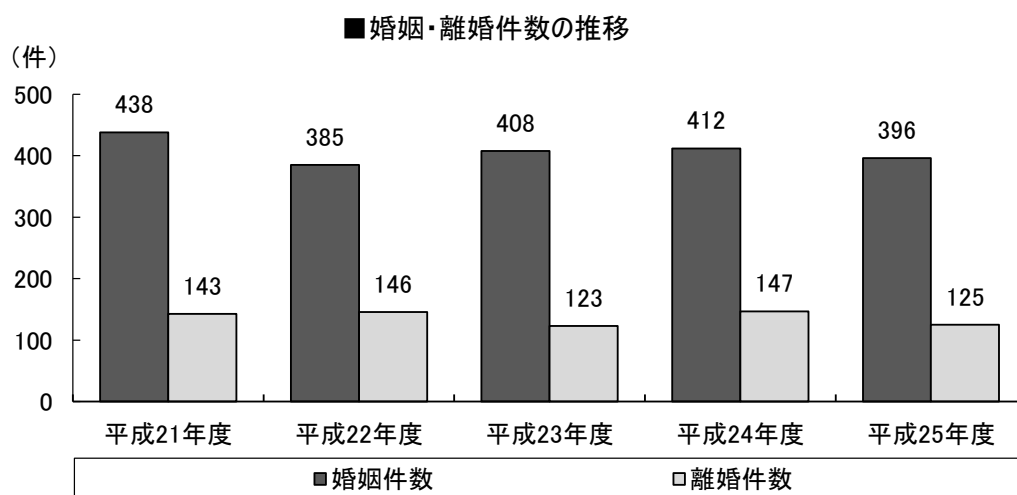
核家族世帯数の推移をみると、過去20年間で約1.5倍に増加しています。



資料:国勢調査

(4) 婚姻の状況

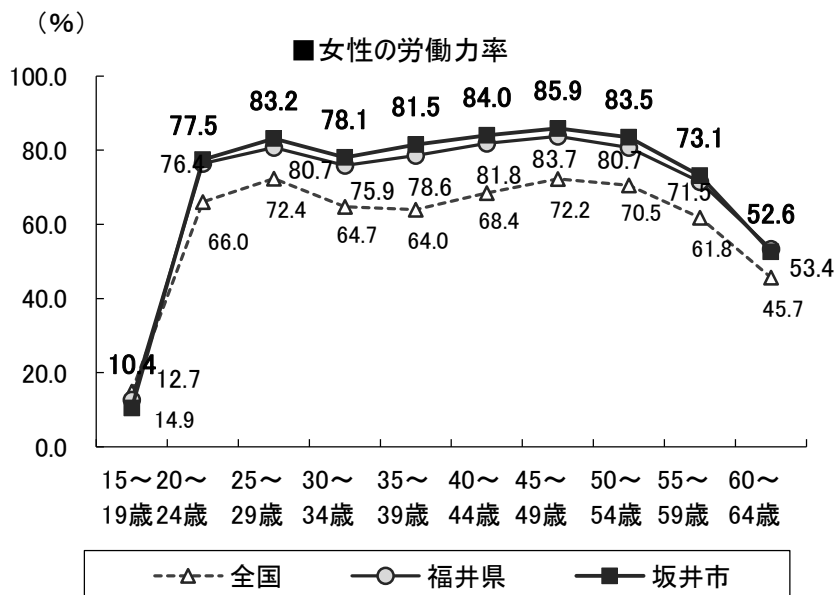
婚姻件数は年間400件前後、離婚件数は130~140件前後を推移しています。



資料:市民生活課

(5) 女性の就労の状況

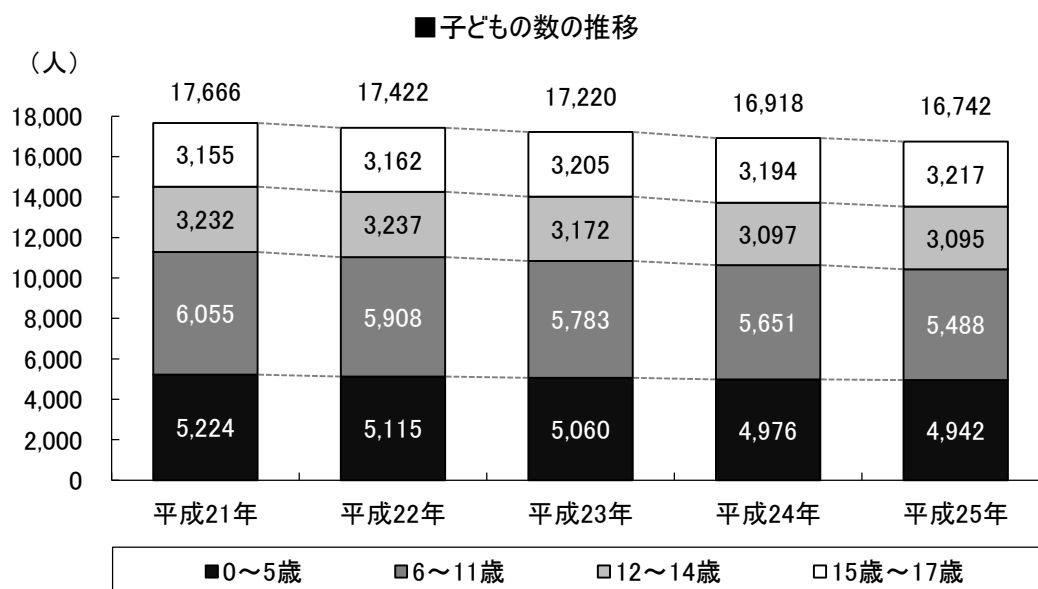
女性の労働力率は、20～59歳までのすべての年代において、全国と福井県を上回っています。



資料：国勢調査(平成22年)

(6) 子どもの数の状況

子どもの人口は、年々減少しています。



資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

(7) 幼稚園・保育所(園)の状況

幼稚園においては、学級数、利用者数が減少傾向にあります。保育所(園)の定員数は増減しながら推移しており、利用者数は年々増加しています。

■幼稚園の状況

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幼稚園数<休園含む> (園) | 20 | 20 | 19 | 19 | 19 |
| 学級数 (学級) | 42 | 38 | 38 | 34 | 31 |
| 利用者数 (人) | 587 | 563 | 540 | 556 | 447 |
| 教員数 (人) | 84 | 73 | 65 | 59 | 62 |
| 職員数 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 修了者 (人) | 416 | 422 | 386 | 379 | 383 |
| 就園率 (%) | 47.2 | 45.0 | 43.4 | 42.9 | 43.4 |

資料: 学校教育課(各年5月1日現在)

■保育所(園)の状況

| | | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公立 | 定員数 (人) | 2,305 | 2,305 | 2,305 | 2,095 | 1,985 |
| | 利用者数 (人) | 1,948 | 1,956 | 2,014 | 1,862 | 1,834 |
| 私立 | 定員数 (人) | 1,085 | 1,115 | 1,115 | 1,235 | 1,420 |
| | 利用者数 (人) | 1,110 | 1,153 | 1,157 | 1,306 | 1,466 |
| 合計 | 定員数 (人) | 3,390 | 3,420 | 3,420 | 3,330 | 3,405 |
| | 利用者数 (人) | 3,058 | 3,109 | 3,171 | 3,168 | 3,300 |

資料: 子育て支援課(各年4月1日現在)

(8) 坂井市の子育て支援サービスの状況

延長保育は、各年で延べ2万人前後の利用がみられます。

■延長保育

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公立 | 利用延べ人数 (人) | 8,218 | 8,153 | 8,969 | 8,828 | 8,246 |
| 私立 | 利用延べ人数 (人) | 12,458 | 11,064 | 9,913 | 12,236 | 13,171 |
| 合計 | 利用延べ人数 (人) | 20,676 | 19,217 | 18,882 | 21,064 | 21,417 |

資料: 子育て支援課

一時預かりの状況をみると、保育所（園）における一時預かりは年間延べ 1000 人前後の利用に対し、地域密着型一時預かりの利用者数が各年大きくのびています。

■保育所（園）における一時預かり

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公立 | 利用延べ人数（人） | 412 | 292 | 130 | 192 | 93 |
| 私立 | 利用延べ人数（人） | 635 | 566 | 868 | 675 | 993 |
| 合計 | 利用延べ人数（人） | 1,047 | 858 | 998 | 867 | 1,086 |

■地域密着型一時預かり

| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--|-----------|--------|--------|--------|
| | 利用延べ人数（人） | 685 | 1,596 | 1,793 |

※地域密着型一時預かりは、平成 23 年7月より開始

その他各種事業の実施状況をみると、病児保育事業の利用者数の増加が顕著となっています。利用ニーズを的確に把握したうえで、受け入れられるように体制を整備していくことが重要です。

■すみずみ子育てサポート事業（一時預かり・生活支援）

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 利用延べ人数（人） | 1,537 | 1,387 | 1,394 | 1,809 | 1,971 |

※平成21、22年度は1か所、平成23年度以降は2か所で実施

■病児保育事業

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 利用延べ人数（人） | 263 | 268 | 962 | 1,293 | 1,395 |

※平成21、22年度は1か所、平成23年度以降は2か所で実施

■病後児保育事業

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 利用延べ人数（人） | 223 | 208 | 333 | 288 | 357 |

※平成21、22年度は1か所、平成23年度以降は2か所で実施

■体調不良児保育事業

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 利用延べ人数（人） | 379 | 435 | 320 | 355 | 0 |

※平成25年度は看護師の配置ができなかったため実施なし

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 利用延べ人数（人） | 0 | 11 | 31 | 17 | 13 |

■放課後児童クラブ実施状況

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公立 | クラブ数 | 18 | 22 | 23 | 24 | 26 |
| | 児童数 (人) | 865 | 790 | 802 | 733 | 920 |
| 民間 | クラブ数 | 9 | 9 | 10 | 9 | 7 |
| | 児童数 (人) | 390 | 311 | 354 | 320 | 267 |
| 合計 | クラブ数 | 27 | 31 | 33 | 33 | 33 |
| | 児童数 (人) | 1,255 | 1,101 | 1,156 | 1,053 | 1,187 |

※各年4月1日現在 登録者数

■児童館利用状況

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月平均利用者数 | (人) | 6,088 | 6,209 | 5,702 | 5,570 | 5,661 |

■子育て支援センター実施状況

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月平均利用者数 | (組) | 1,421 | 1,561 | 1,319 | 1,351 | 1,236 |

※平成25年4月に1か所閉鎖

■つどいの広場事業実施状況

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月平均利用者数 | (組) | 380 | 472 | 663 | 789 | 907 |

※平成21、22年度は2か所、平成23年度以降は3か所で実施

資料:子育て支援課

(9) 小学校の状況

現在坂井市には 19 の小学校があり、教員数と児童数はゆるやかな減少がみられます。

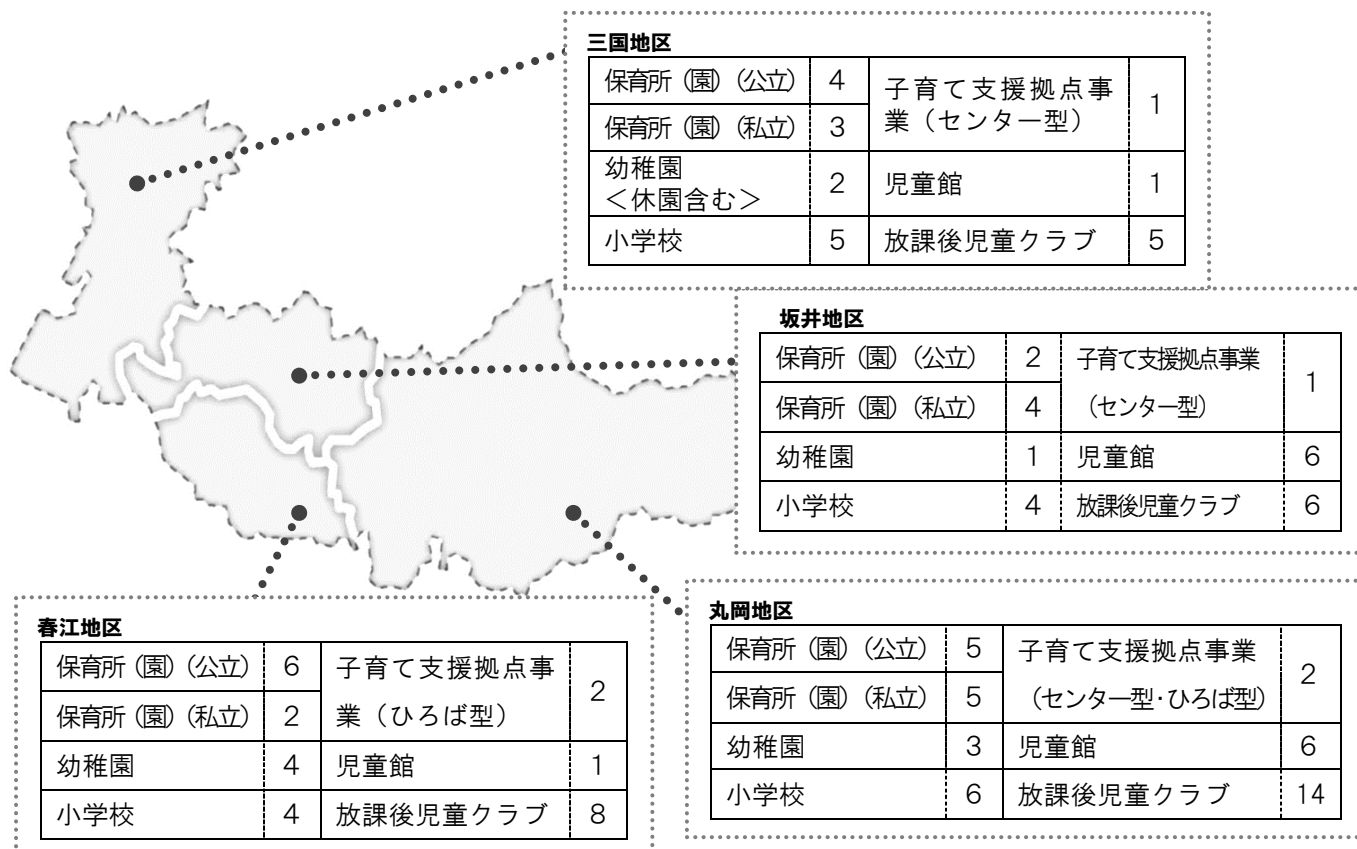
■小学校の状況

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学校数<休校含む> (校) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 学級数 (学級) | 230 | 230 | 233 | 230 | 229 |
| 教員数 (人) | 392 | 389 | 375 | 367 | 365 |
| 職員数 (人) | 57 | 80 | 72 | 53 | 54 |
| 児童数計 (人) | 6,025 | 5,924 | 5,764 | 5,613 | 5,521 |
| 1年生 (人) | 881 | 937 | 889 | 883 | 882 |
| 2年生 (人) | 1,060 | 880 | 939 | 884 | 885 |
| 3年生 (人) | 961 | 1,060 | 885 | 939 | 884 |
| 4年生 (人) | 1,029 | 964 | 1,057 | 882 | 938 |
| 5年生 (人) | 1,049 | 1,028 | 970 | 1,056 | 871 |
| 6年生 (人) | 1,045 | 1,055 | 1,024 | 969 | 1,061 |

資料: 学校教育課(各年5月1日現在)

出典: 福井県学校基本調査

(10) 地区別にみる子育て支援施設の配置状況

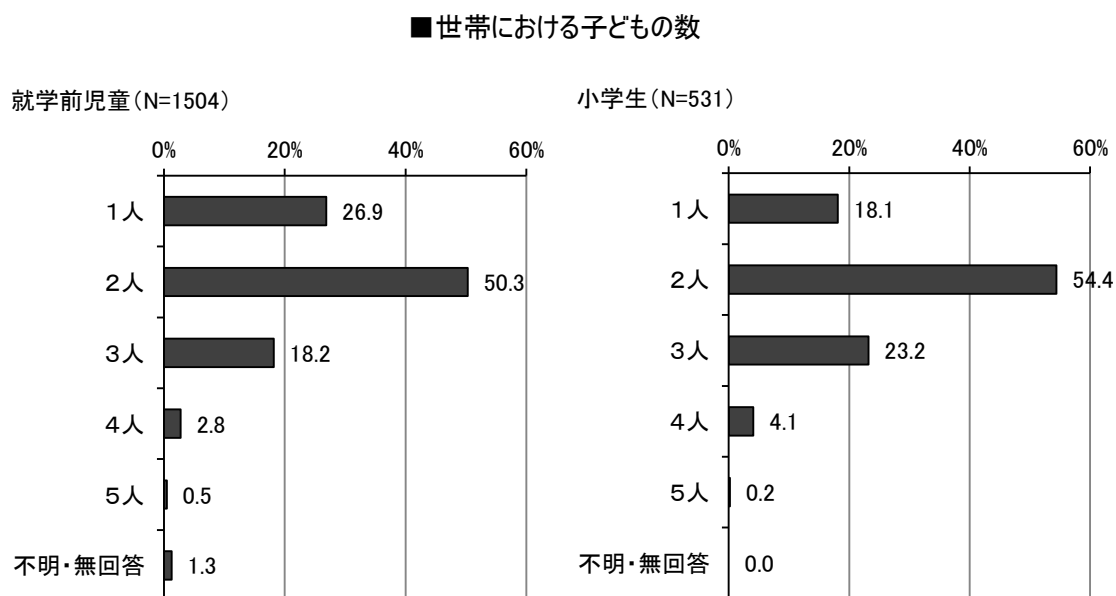
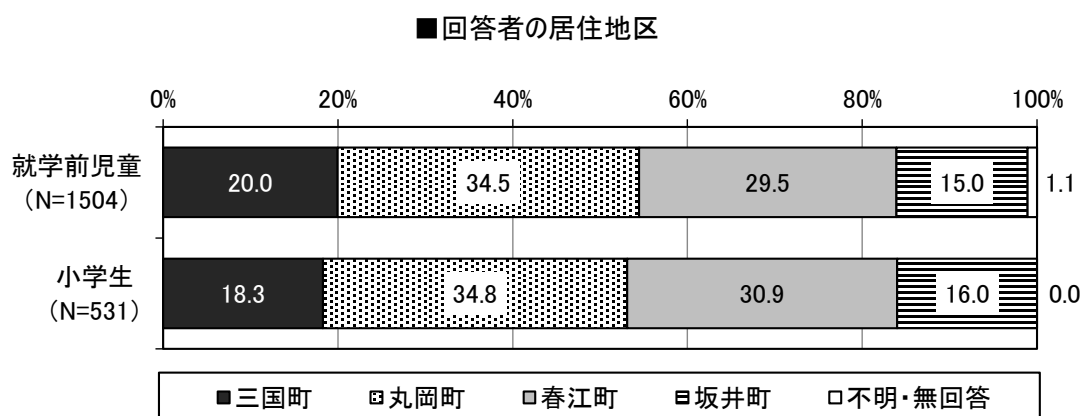


資料: 子育て支援課(平成26年4月1日現在)

2 アンケート調査結果の概要

(1) 回答者の状況

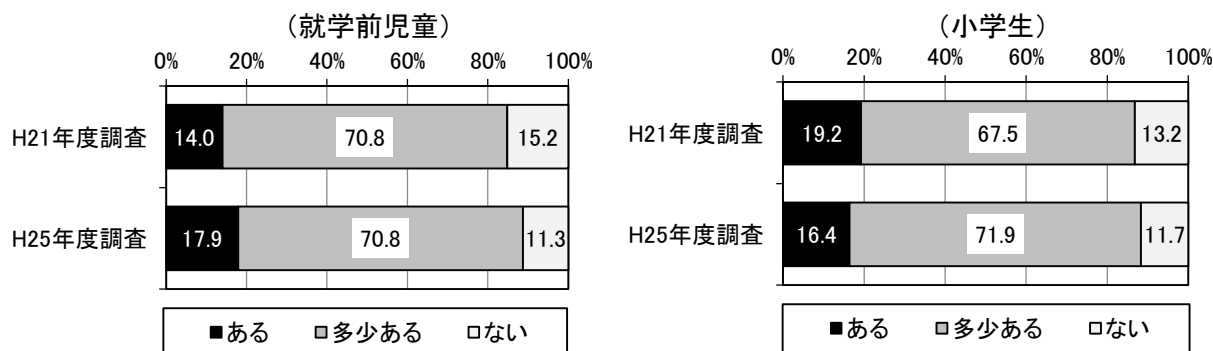
回答者の居住地区をみると、就学前児童・小学生ともに丸岡町が最も多く、坂井町が少なくなっています。各世帯での子どもの数は、就学前児童・小学生ともに「2人」が多くなっています。



(2) 子育ての不安や悩みについて

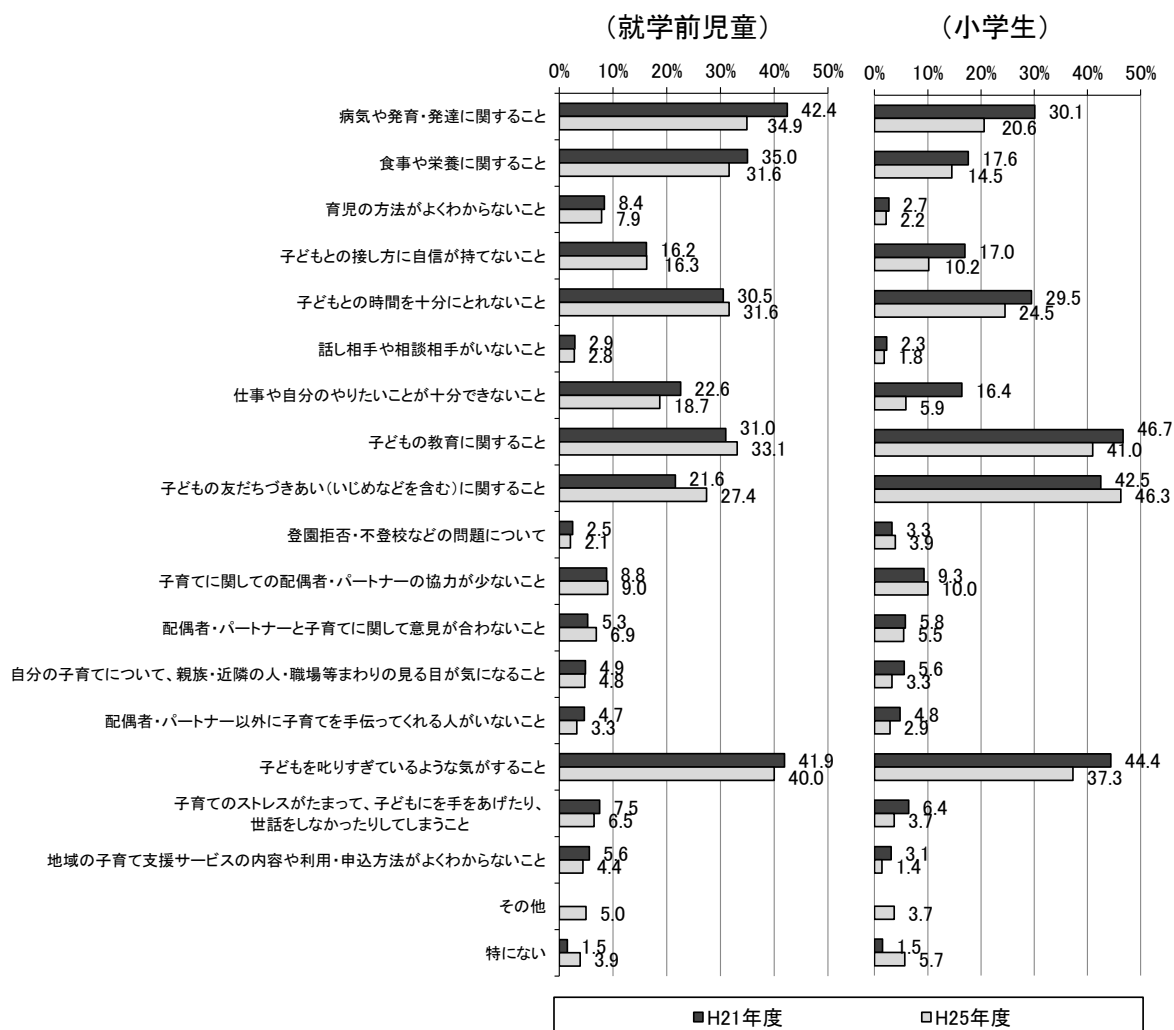
前回計画策定時の調査と比較してみると、就学前児童では、「ある」と答えた割合が高く、小学生では低くなっています。不安や悩みの内容をみると、就学前児童では、「育児の方法」や「病気や発育・発達に関すること」など、保護者自身の対応に関する不安が比較的多く、小学生では「教育」や「友だちづきあい」など子ども自身の育ち方に関する不安が多くなっています。

■子育ての不安や悩みの有無×経年比較



※不明・無回答は除いています。

■子育ての不安や悩みの内容×経年比較

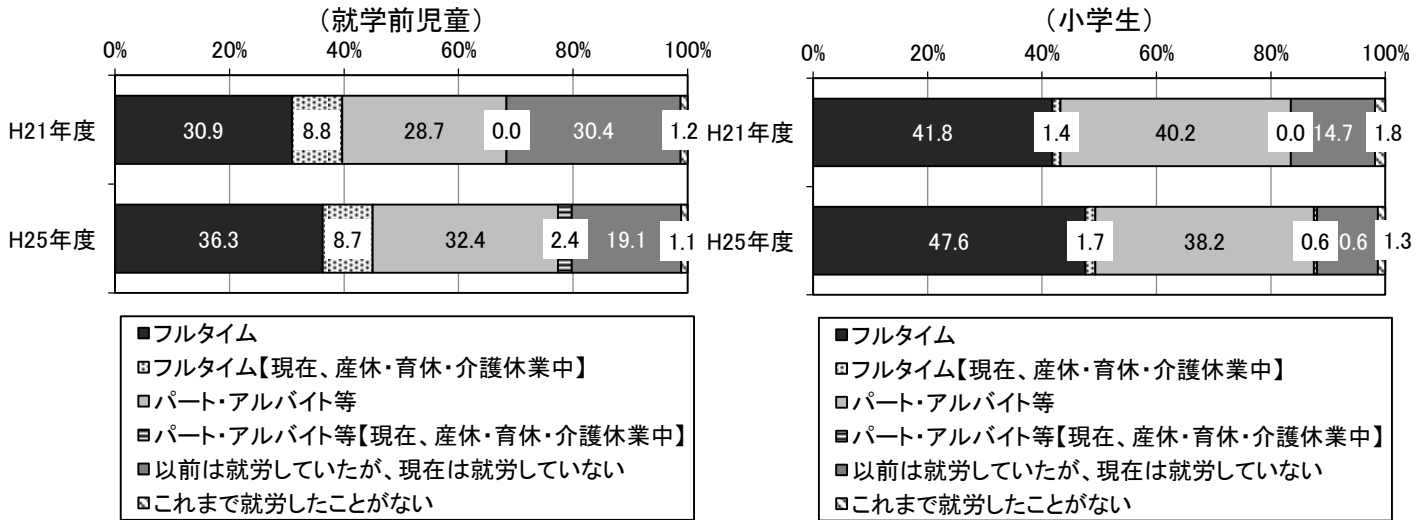


※不明・無回答は除いています。

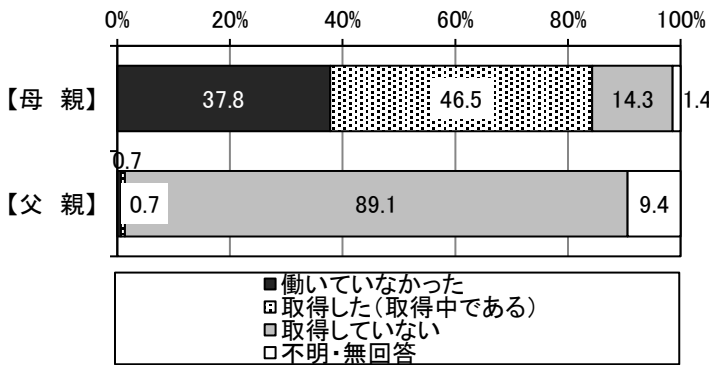
(3) 保護者の就労状況

前回計画策定時の調査と比較してみると、就学前児童、小学生でどちらも、何かしらの形で就労している割合が高くなっています。特に小学生の母親は、半数近くがフルタイムで働いています。就学前児童の保護者の育休取得状況をみると、女性は半数弱の方が取得している一方で、男性は0.7%に留まっています。

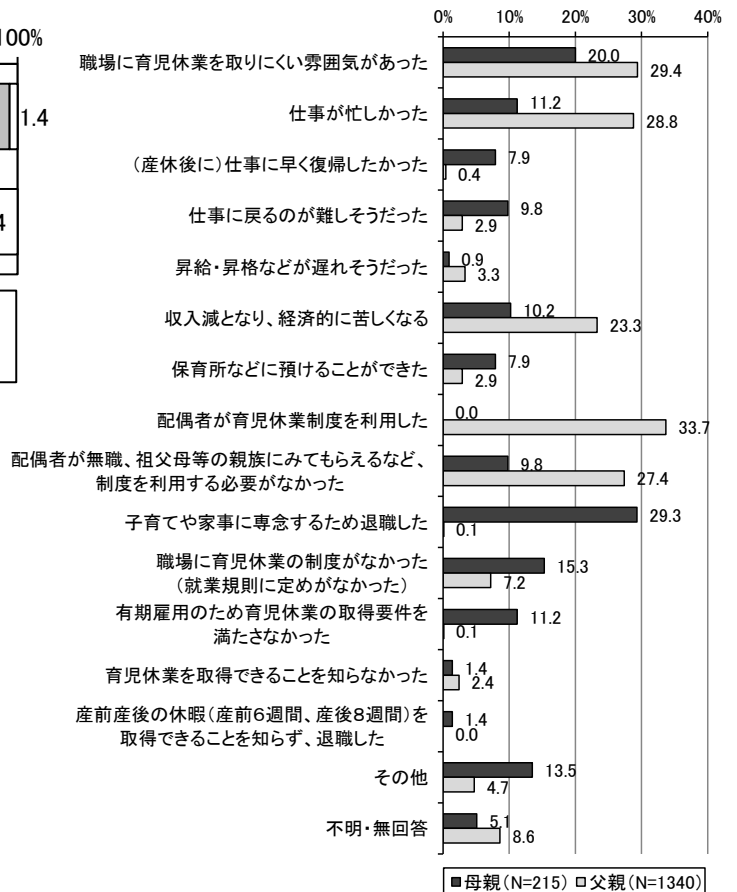
■母親の就労状況×経年比較



就学前児童(N=1504) ■育児休業の取得状況

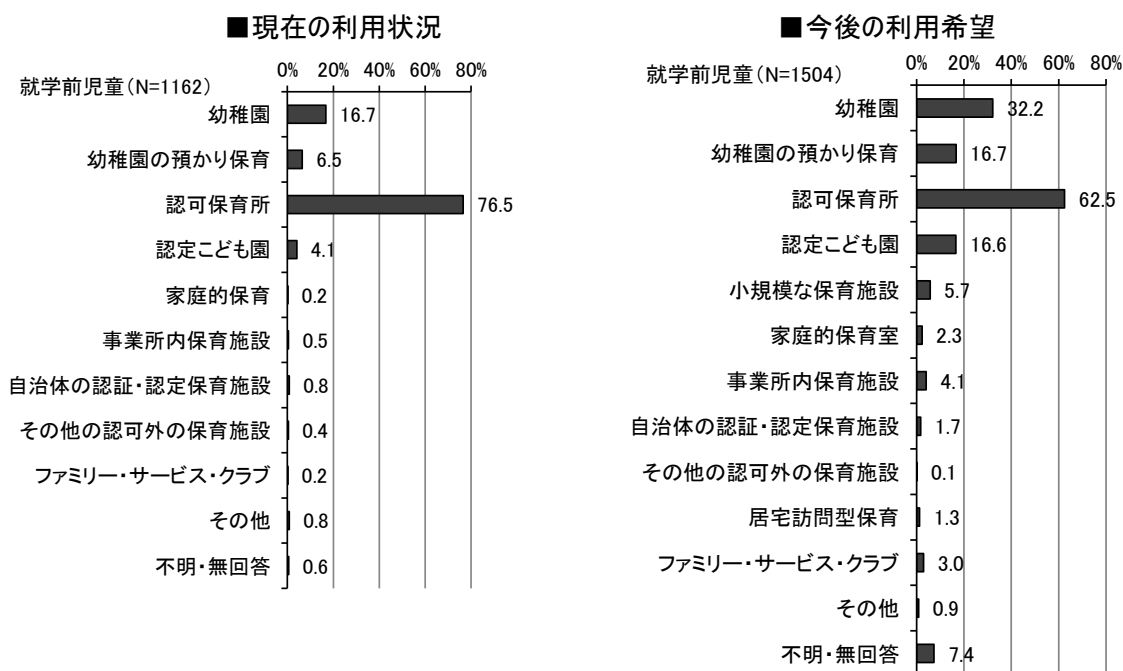


■育児休業を取得しなかった理由

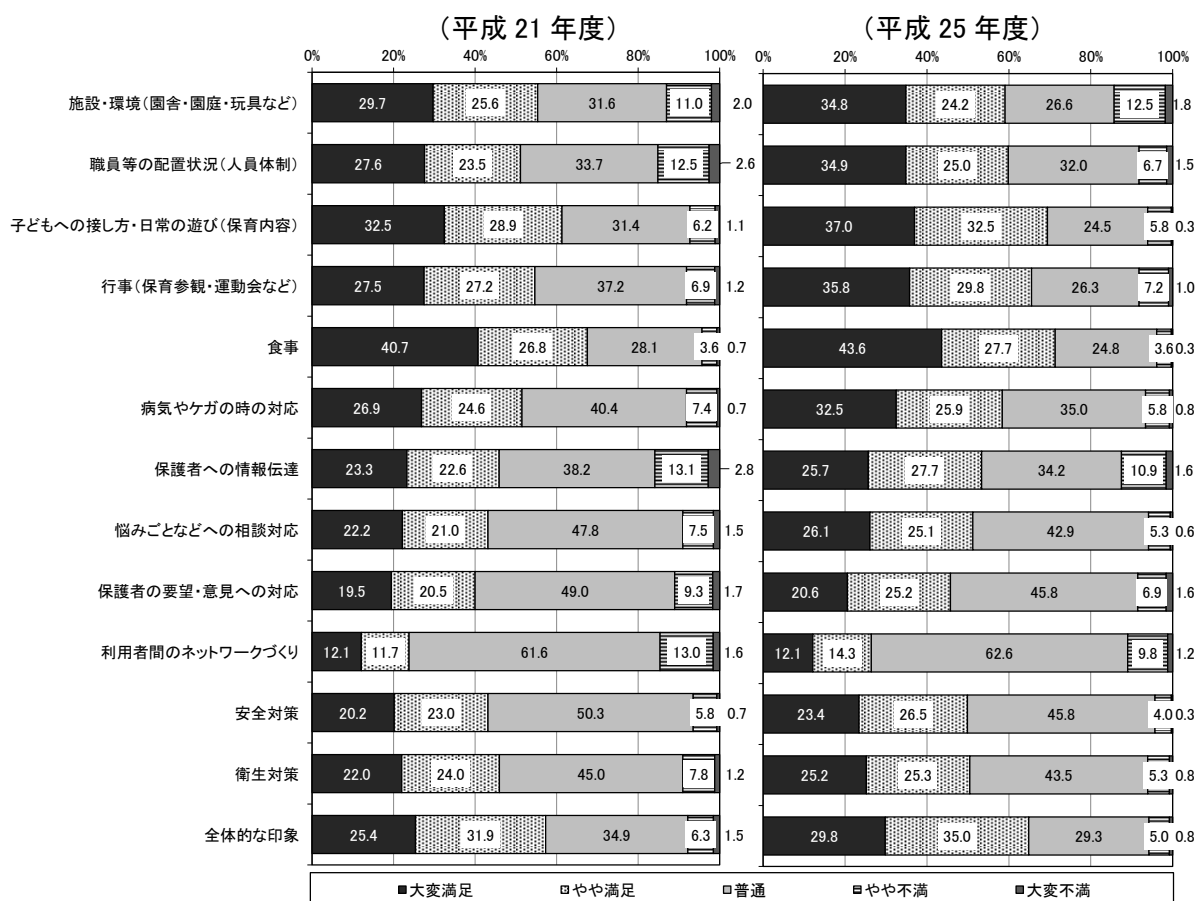


(4) 就学前保育施設の利用状況（就学前児童）

今後の利用希望では、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認定こども園の回答が高くなっています。就学前施設についての満足度について前回の調査と比較してみると、すべての項目において、「満足」（「大変満足」と「やや満足」の合計）という回答に増加がみられます。



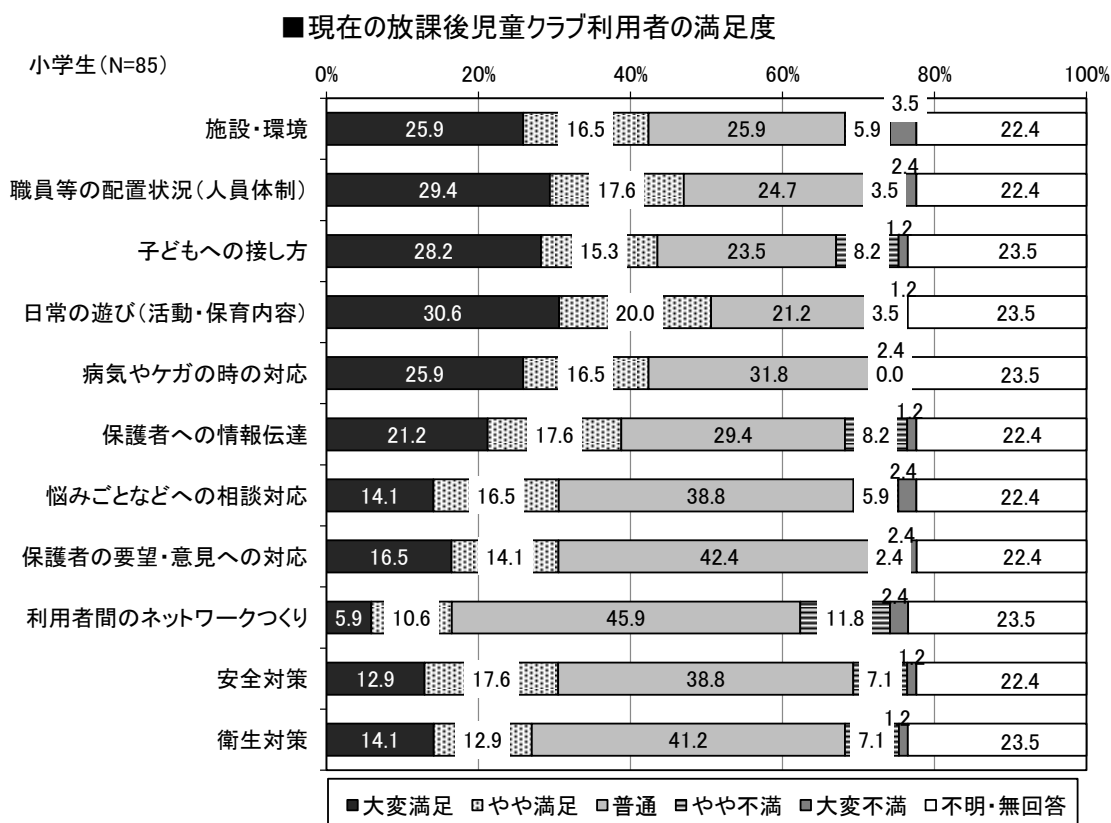
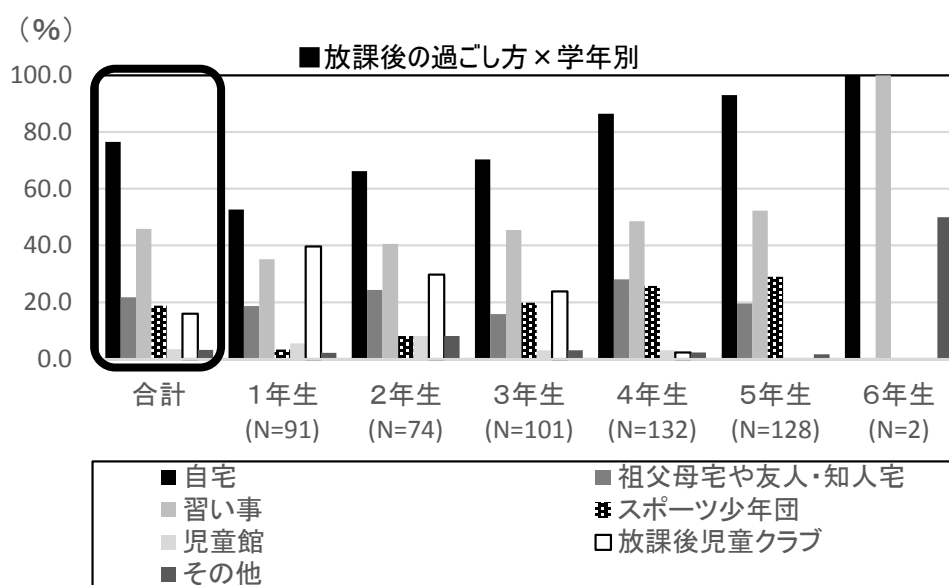
就学前施設に対する満足度 × 経年比較



(5) 放課後児童クラブの利用状況（小学生）

小学生の放課後の過ごし方についてみると、放課後児童クラブは1年生から4年生まで利用がみられますが、学年があがるごとに減少しています。

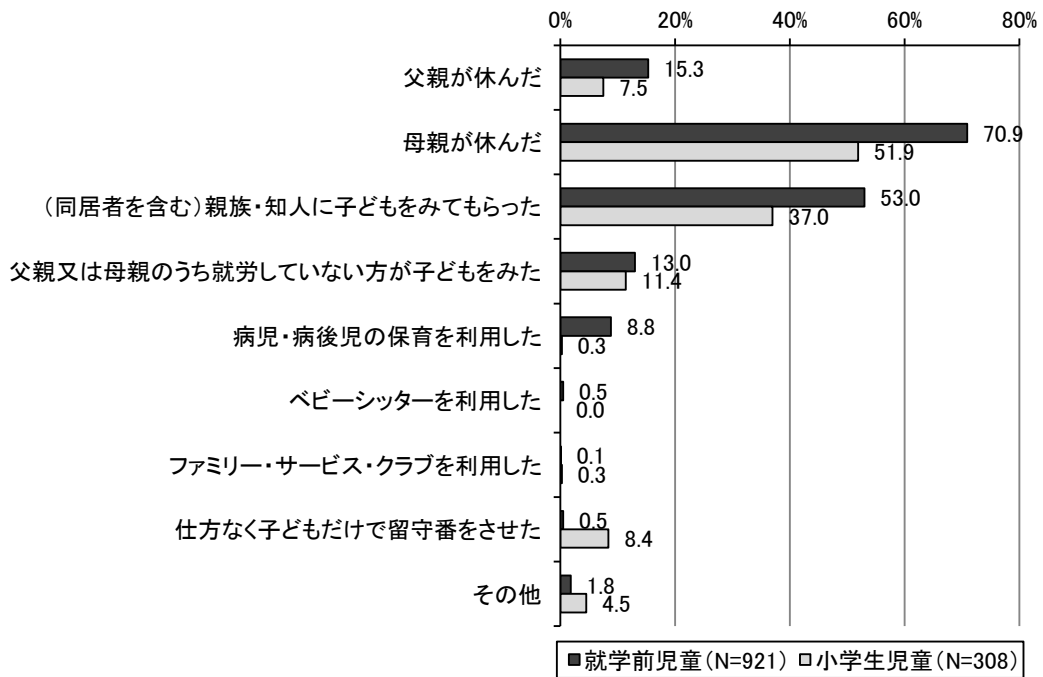
放課後児童クラブ利用者のサービスの満足度についてみると、日常の遊びや職員の配置、子どもへの接し方等、放課後児童クラブの日常的な活動に対する満足度が高くなっています。利用者間のネットワークづくりや相談対応等のサポート面、安全対策や衛生対策等の整備面に関する安心感等についても、今後満足度を高めていくことが大切です。



(6) 病児・病後児保育について

子どもが病気やケガをして、保育所(園)・幼稚園・小学校等に通うことが出来なくなった際の対応についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。その中では、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」という声も挙げられています。「幼稚園や保育所(園)等に併設」や「小児科に併設」した形態を希望する回答が多くありました。

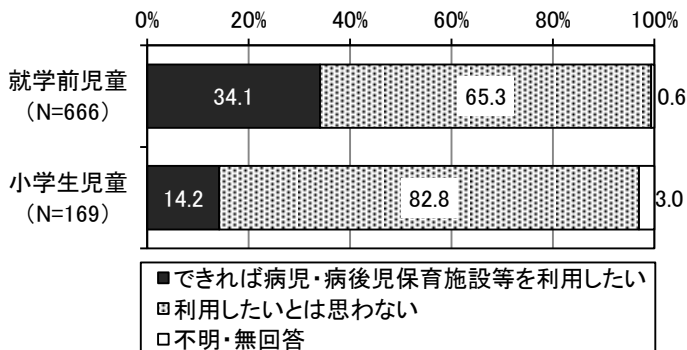
■ 過去1年間で子どもが病気やケガをした時の対応



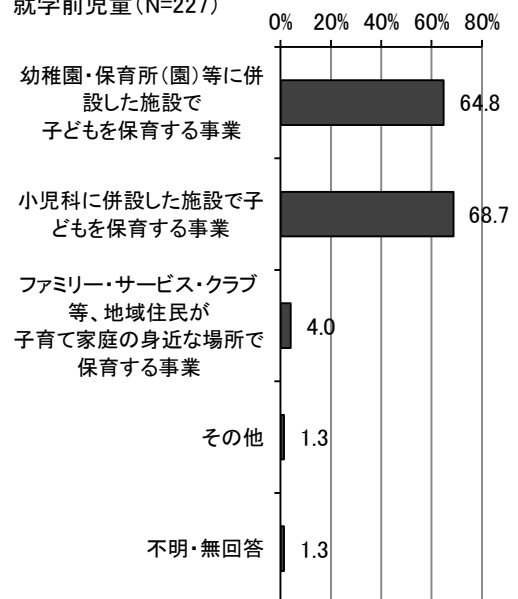
■ 病児・病後児保育の希望する形態(就学前のみ)

■ (父親か母親が休んだと回答した方のうち)

病児・病後児保育施設を利用したいと思ったか



就学前児童(N=227)



(7) 地区別にみる坂井市の状況（就学前児童）

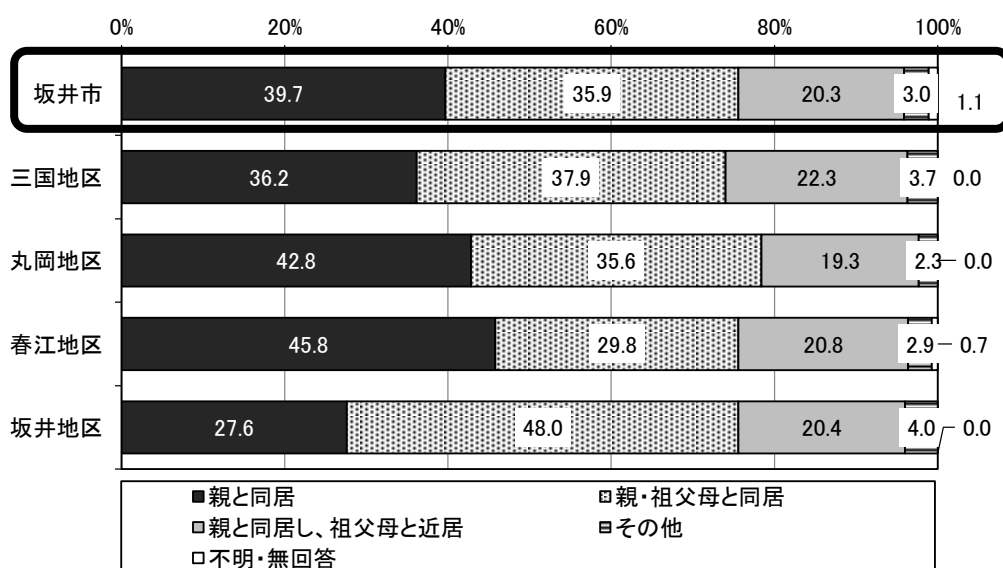
同居・近居の状況を見ると、春江地区では核家族の割合が高く、坂井地区では3世代の同居の割合が高いなど、世帯の構成が地区によって異なることがわかります。

また、母親の就労状況を見ると、3世代の同居の割合が最も高い坂井地区では、フルタイムで働く女性の割合が最も高くなっています。

地区ごとに異なる状況を考慮し、きめ細やかな子育て支援を考えていく必要があります。

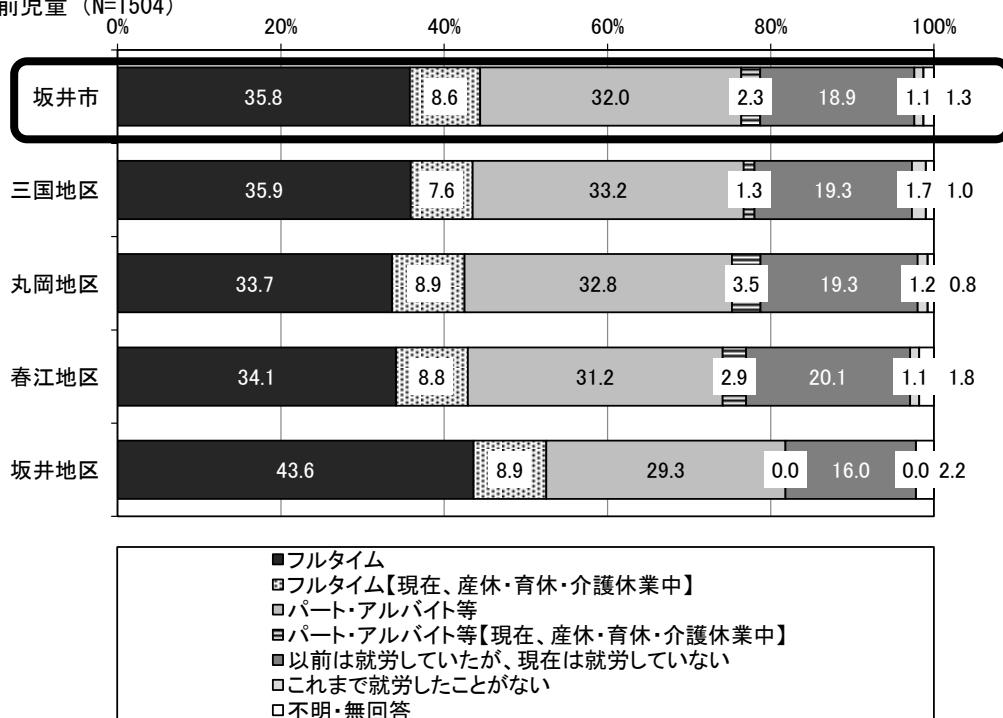
同居・近居の状況 × 地区別

就学前児童 (N=1504)



母親の就労状況 × 地区別

就学前児童 (N=1504)



3 目標事業量に対する達成状況

前回計画の特定事業に関する目標事業量に対する最新の実績は以下のとおりです。

| 事業名 | 事業内容 | | 目標 (H26) | 実績 (H26見込) |
|-------------------------------|---|----------|-------------|------------------|
| ①通常保育事業 (市内全保育所 (園)定員数) | 保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育ができない子どもを保護者に代わって保育し、豊かな人間性を育み、健全で調和のとれた子どもを育成するために、保育所(園)の適正な運営を行う。 | 箇所 | 32 | 31 |
| | | 定員 | 3,390人 | 3,465人 |
| ②特定保育事業 | 保護者の勤務形態により1ヶ月あたり概ね64時間以上当該児童を保育することができないと認められる場合、必要に応じ保育を実施する。 | 設置 箇所 | 2 | 2 |
| | | 定員 | 25人 | 実人数 0人 |
| ③延長保育事業 | 保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。 | 設置 箇所 | 30 | 30 |
| | | 定員 | 300人 | 実人数 203人 |
| ④トワイライト ステイ事業 | 保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を整備する。 | 箇所 | 2 | 3 |
| ⑤休日保育事業 | 就業形態の多様化に対応するため、休日保育の実施を検討する。 | 設置 箇所 | 1 | 0 |
| | | 定員 | 60人 | 0人 |
| ⑥病児・病後児童 保育事業 | 保育所(園)通所児童等が病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。 | 設置 箇所 | 2人 | 病児:2人 病後児:3人 |
| | | 定員 | 8人 | 病児:8人 病後児:11人 |
| ⑦放課後児童 健全育成事業 | 昼間、保護者のいない小学生を学校で放課後に預かり、健全で充実した生活を送れるよう遊びの指導や生活指導などを行う。 | 設置 箇所 | 33クラブ | 29か所 33クラブ |
| | | 定員 | 1,400人 | 1,277人 |

| 事業名 | | 事業内容 | | 目標 (H26) | 実績 (H26見込) |
|----------------------------|-----------|--|-----------|-------------|---------------|
| ⑧地域 子育て 支援事業 | ひろば 型 | 保育所（園）等の地域の施設を利用して、子育て中の親などが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合う事で、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する。 | 箇所 | 2 | 3 |
| | センター 型 | 子どもと家庭を支援するネットワークを構築し、子育てに関する総合的な相談に対応する。内容によっては、地域へ出かけて、保健センターや保育所（園）等の専門機関と連携して対応する。 | 設置 箇所 | 4 | 3 |
| ⑨一時預かり事業 | | 病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所（園）等において一時的に子どもを預かり保育する。 | 設置 箇所 | 10 | 14 |
| | | | 延人数 ／年 | 1,900人 | 2,120人 |
| ⑩ショート ステイ事業 | | 保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を整備する。 | 箇所 | 2 | 3 |
| ⑪ファミリー・ サポート・ センター事業 | | 地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員組織相互援助活動の実施を目指す。 | 箇所 | 1 | 0 |

4 各施策目標の達成状況

前回計画の策定時に各事業に対して設けた目標を一部抜粋しています。最新の実績からみる達成状況は以下のとおりです。

(1) 保健・医療の充実

【◎=目標達成 ○=改善 △=改善できず】

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|---------------------------|--|--|-----------------------|---|----|
| パパママレッスン (両親学級) | 妊娠・出産・育児の正しい知識取得を図り、親としての自覚を促す。(父親の育児参加・夫婦の育児協力を啓発する) | 19% | 25% | 25.8% (H25 年度実績) | ◎ |
| 乳児健診 | 発達段階に合わせて健康診査を行い、乳児の健康管理を図る。 | 2 回 (4ヶ月児 9・10ヶ月児健診) | 3 回 (1ヶ月児健診 追加) | 3 回 | ◎ |
| 5～6ヶ月児 育児相談 | 育児不安や悩み解消を図り、児の発達段階に応じた育児ができるよう支援する。 | 86% | 100% | (H25 年度実績) 83.8% | △ |
| 任意予防接種の 助成 | 予防接種の助成による接種率の向上を図る。 ①インフルエンザ ②おたふく ③ヒブ ④小児用肺炎球菌 ⑤子宮頸がん | 新規事業 助成額/件 ① 2,000 円 ② 2,000 円 ③ 8,000 円 ④ 10,000 円 ⑤ 15,000 円 | - | (H25 年度実績) ○ 内接種率 ①3,188 件 (65.7%) ②744 件 (43.0%) ③3,354 件 (79.3%) ④3,205 件 (79.3%) ⑤ 112 件 (7.9%) ③～⑤は、定期予防接種として実施 ⑤は、H25 年 6 月から接種勧奨差し控え中 | — |
| 里帰り出産に対する 妊婦乳児健診 助成 | 県外医療機関で受診した健診の費用助成することで経済的負担を軽減し、母子の健康管理を図る。 ①妊婦健診 ②乳児健診 | 新規事業 H22 年度から 実施 | - | (H25 年度実績) ①47 件 ②35 件 | — |
| AED の設置 | 小、中学校・保育所(園)・公民館等、公共施設をはじめとした市内各所へ AED を設置する。 | 45 箇所 | 107 箇所 | 101 箇所 必要な施設に設置 完了 | ◎ |

(2) 「食育の推進」

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|---------------------------|---|----------|----------|------------------------|----|
| 学校給食における 個別アレルギー 対策 | 個々のアレルギーに対応した給食の代替食の提供が出来る地区を増やす。 | 丸岡地区 | 全地区 | 丸岡地区 春江地区 坂井地区 | ○ |
| 食育出前講座 | 市栄養士と食生活改善推進員が幼稚園や保育所(園)等に出向き調理実習を実施する。 | 年 10 回 | 継続実施 | 年 15 回実施 (H25 年度実績) | ◎ |

(3) 学校教育活動の充実

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|---------------|----------------------|----------|------------------------|-----------------------------------|----|
| 小学校・中学校の整備 | 施設整備を計画的にすすめる。 | - | 【小】19校中14校 【中】5校中4校 | 【小】14校中9校 【中】4校中3校 | ○ |
| 学校司書配置事業 | 司書教諭の全学校での配置を目指す。 | 24校 | 24校 うち1校廃校 | 【小】16校、【中】5校に司書教諭配置 【中】5校に司書配置 | ◎ |
| 幼稚園3年保育の検討・推進 | 幼稚園での3年保育実施園数の増加を図る。 | 6園 | 14園 | 8園 | ○ |

(4) 特別な支援を要する子どもへの支援体制の推進

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|------------|--|-------------------|----------|------------------------------|----|
| 保育カウンセラー事業 | 保育カウンセラーからの適切な指導を受けることができる体制の整備を推進する。 | 新規事業 H22年度から実施 | 25園 | 園訪問33園 子育て支援拠点施設 訪問5箇所 | ◎ |
| 学級支援員配置事業 | 障がいのある子どもや気がかりな子どもが安全・安心に学校生活を過ごせるように支援員を配置する。 | 学級支援員等 32名 | - | 学級支援員等 58名 | ○ |

(5) 多様な活動の機会の提供

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|--------------------------|--|----------|----------|---------------------|----|
| 青少年健全育成事業 | 青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図る。 | 111事業 | 115事業 | 113事業 (H25年度実績) | ○ |
| 放課後子ども教室事業 | 公民館を利用した放課後子ども教室の実施数の増加を図る。 | 19教室 | 26教室 | 25教室 (H25年度実績) | ○ |
| 放課後児童クラブ事業 | 利用ニーズが増加しているため、これに応えるための施設面の整備と受け入れ態勢の充実を図る。 | 31クラブ | 33クラブ | 33クラブ | ◎ |
| スポーツ少年団事業 (62団体) | 多様なスポーツの紹介を行い、団員数の増加を図る。 | 1,838人 | 1,900人 | 1,844人 (H25年度実績) | ○ |
| 家庭教育推進 (子育て講演会) 事業 | 子育て講演会の実施校を増やす。 | 15校 | 19校 | 15校 (H25年度実績) | △ |
| 心の家庭教育支援事業 | 学校単位での子育て講演会の実施校の増加を図る。 | 1校 | 4校 | 14校 (H25年度実績) | ◎ |
| 子どもの読書活動 推進事業 | おはなし会参加人数の増加を図る。 | 2,426人 | 3,100人 | 3,160人 (H25年度実績) | ◎ |

(6) 次世代の親に向けての教育

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|-------|---------------------------------|--------------|------------|----------------------------|----|
| 成人式事業 | 新成人の門出を祝うとともに、次世代の親としての意識を啓発する。 | 参加率 82.5% | 参加率 90% | 参加率 80.9% (H25 年度実績) | △ |
| 思春期教室 | 助産師や医師による性教育や命の大切さについての講義を開催する。 | 5回実施 | 継続実施 | 9 回実施 (H25 年度実績) | ○ |

(7) 子育て家庭に対する経済的支援の充実

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|------------------|--|------------------------|-------------|--------------|----|
| 子育てすくすく支援商品券支給事業 | 多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。 | 新規事業 H23 年度から 実施 | 交付率 100% | 交付率 100% | ○ |
| 子ども医療費助成事業 | 医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。対象年齢の引き上げを検討する。 | 未就学児対象 | 対象を小6まで引き上げ | 中3まで 完全実施 | ◎ |

(8) 保育サービスの充実

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|---------------|--|----------|----------|-------------|----|
| 公立保育所民営化事業 | 保護者への説明や、理解を得ることなど住民意識をふまえた上で事業を推進する。 | 私立 11 箇所 | 16 箇所 | 私立 14 園 | ○ |
| 幼保一元（こども園）化事業 | 少子化により公立幼稚園の中に少人数学級の園があることや施設の老朽化が進んでいることから、保育所（園）・幼稚園における幼児教育の一元的推進を図る。 | 5 箇所 | 20 箇所 | 8 箇所 | ○ |

(9) 男女がともに子育てを担う

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|------------|-------------------------------|----------|----------|-------------------------------------|----|
| 父親の子育て推進事業 | 父親が集まって子育てについての情報交換できる機会を設ける。 | 新規事業 | — | 年4回 マミー教室と 同時実施 (H25 年度実績) | ◎ |

(10) 活動拠点の充実

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|-----------------|---|---|---------------|---|----|
| 公民館活動事業 利用者数 | 地域住民の理解と協力・利用をより充実させる。 | 347,440 人 | 349,808 人 | 416,304 人 (H25 年度実績) | ◎ |
| スポーツ施設の 整備 | 老朽化がすすんだ施設については改修を行う。 | 整備対象6施設あり | 6 施設すべて 整備 | H22、H23 に1 か所ずつ改修 | ○ |
| 児童館活動事業 | 地域の児童に健全な遊び場として開放し、健康の増進、豊かな情操を育む。子ども会などの諸団体と連携し、地域における健全育成活動の拠点となるよう進める。 | 14 児童館 月平均利用者数 (H21 年1月 ~12月) 6,088 人 | 14 児童館 | 14 児童館 月平均利用者数 (H25 年1月~ 12月) 5,661 人 | △ |

(11) 安全なまちづくり

| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|------------------|-------------------------------|----------------|----------------|-----------------------|----|
| 交通指導員の配置 指導員数 | 適切な指導員数の設置をする。 | 60 人 | 64 人 | 56 人 | △ |
| 防犯パトロール 支隊数 | 警察や地域住民との連携のもとで防犯隊員数の増加を図る。 | 19 支隊 195 人 | 21 支隊 210 人 | 210 人 | ◎ |
| 愛護センター事業 | 専任補導員による巡回点検や訪問を実施する。(延べ執務回数) | 1,163 回 | 1,200 回 | 1,350 回 (H25 年度実績) | ◎ |

(12) 地域に暮らす市民のネットワーク形成

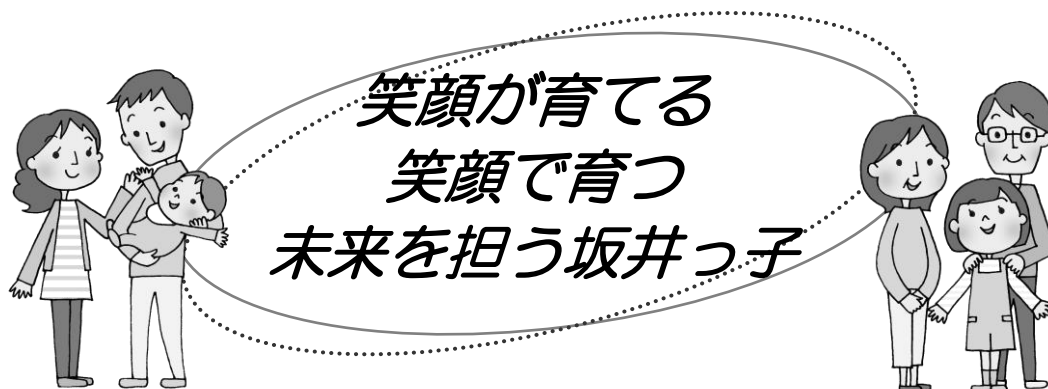
| 事業名 | 内容 | H21 年度実績 | H26 年度目標 | H26 年度実績見込み | 評価 |
|-----------------------|--|--------------------|------------------|-------------|----|
| ファミリー・サポート・センター 事業 | 地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員組織相互援助活動の実施を目指す。 | 新規事業 | 1 か所 | なし | △ |
| 協働のまちづくり 事業への助成 | まちづくり協議会に対する財政的な支援を強化する。 | 交付金の額 30,250 千円 | 予算額 46,600 千円 | 46,400 千円 | ◎ |

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育ての基本理念

これまでの子育て支援施策は、保護者による「子育て」を支援することを目的とするものが主となっていました。今回、平成 27 年度からの新制度施行にあたり、国から提示されている基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会がめざされています。今後は一層、「子どもにとっての幸せ」という視点を強化し、施策を展開していくことが求められます。

「みんなが『笑顔』で暮らせるまち」をめざす坂井市では、子どもの笑顔を育てていくことが「子どもにとっての幸せ」の実現につながると考えます。家庭や地域の人々が子育てを楽しむことによって、その笑顔が子どもをいきいきと育てます。そしてその子ども自身が笑顔で育つことで、未来の坂井市の魅力と活気につながっていきます。笑顔であられる坂井市をめざし、以下の基本理念を掲げます。



坂井市では、市民と市とが自治の主体としてともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを推進していくため、「坂井市まちづくり基本条例」を施行しています。また、平成 26 年度から『人口減少対策本部』を設置し、「人口減対策」と「選ばれる都市づくり」を柱に、定住促進や少子高齢化対策を進め、また若者に対して市の魅力を発信するため、施策検討を進めています。

子どもたちが笑顔で健やかに成長し、家庭も、まちも笑顔になることをめざすとともに、子どもたちが坂井市で育ったことを誇りに思い「自分も坂井市で子育てがしたい」と思えるまちをめざし、地域全体、まち全体で、子ども・子育てを支援します。

2 基本的視点

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、基本的視点を以下のとおり定めます。基本的視点は、前回計画における考え方に、子ども・子育て支援法のかかげる考え方などを取り入れていくものとしします。

基本的視点Ⅰ 子どもが笑顔で育つまち

子どもの心身の健全な発達・育成のため、成長段階に沿った教育・保育を提供し、総合的に支援していくことが大切です。また、子どもの健康を守るため、健診・医療の充実や食育の推進を図ります。

基本的視点Ⅱ 家庭が笑顔で育つまち

子どもの生活や成長を一番近くで支える家庭も、生活に喜びや幸福を感じながら子どもとともに成長していくことが大切です。

子育ての第一義的責任を担う保護者の「子育て力」の向上をめざし、子育てに関する学びの場・交流の場の提供、男女が協力し合って子育ての喜びを共有するという意識の醸成、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発が求められます。さらに、特別な支援が必要な家庭については、きめ細やかな支援の実施が重要です。

基本的視点Ⅲ 地域が笑顔で育つまち

地域において子どもがのびのび成長するためには、安心して遊んだり、安心して通園・通学したりできる環境が必要です。幼稚園や保育園、学校、地域などの関係機関が連携し、地域全体で交通安全や防犯について配慮していくことも重要です。

また、市民が子育て支援にかかわることのできる機会を提供し、子育てを通じて地域全体が成長できるまちをめざします。

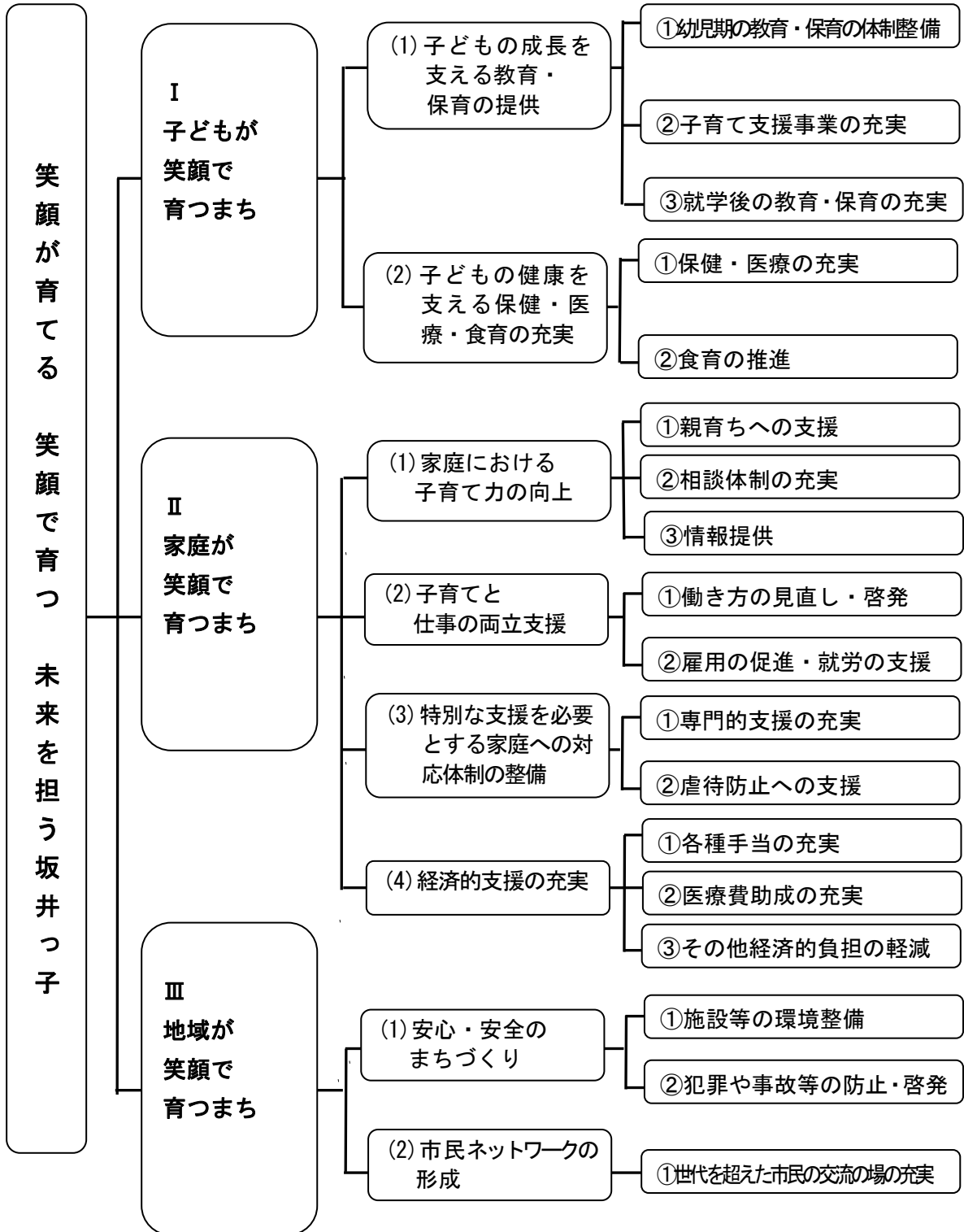
3 施策の体系

基本理念

基本的視点

基本目標

施策の方向



第4章 基本施策の展開

1 子どもが笑顔で育つまち

現状と課題

国では、平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。これに加え、平成27年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されることが決まりました。各市町村には、あらゆる面において、子どもと子育てを、質と量の両面から支援していく体制の整備が求められています。

坂井市ではこれまでも、子育てをしながら働く女性が増え、保育の必要性が高くなっているなかで、子育てしやすいまちをめざして保育の充実にか力を入れてきた背景があります。アンケートの自由回答では、「子育て支援の充実に感謝している」「今後も期待している」との声が多く、保育の充実を図ってきた成果がみられます。

その一方で、「すべての子どもに、サービスを受けられる機会を平等に与えて欲しい」という声も多く挙げられています。保育所（園）児の保護者からは、教育を受けさせたいという意向がみえるなど、保育の必要性が高くなっているだけでなく、教育に対するニーズも高まってきていることがわかります。今後は保護者の就労に関わらず、すべての子どもたちが平等に、質の高い教育と保育を受けられるような整備をすすめていく必要があります。また、平日の昼間に受ける教育・保育サービス以外の、預かり保育や延長保育、病児保育などについても、より一層の充実が求められています。

また、心身ともに元気な子どもが育つためには、健康面・医療面でのサポートも重要です。各種健診や、各園・各学校での保健・健康に関する啓発、給食等を通じた食育の推進などを実施し、こころとからだの基礎をつくることで、その後のすこやかな成長につながると考えます。

子どもがすくすくと笑顔で育つまちをめざすため、“子どもが主役”という視点を重視し、質の高い支援を行っていくことが大切です。

(1) 子どもの成長を支える教育・保育の提供

保護者の就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育需要が拡大する中でも、量的な充実だけでなく、幼保小連携・幼保一元（こども園）化を含めた教育・保育の質的な向上をめざします。

① 幼児期の教育・保育の体制整備

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------|--|-----------------|
| 1 | 幼保一元（こども園）化事業 | 教育・保育の一体的提供により、保護者の就労等にかかわらずすべての子どもたちが平等な機会のもとで幼児期を過ごすことができるよう、幼保一元（こども園）化整備計画をもとに事業を推進する。 | 子育て支援課 教育総務課 |
| 2 | 幼稚園3年保育の検討・推進 | 幼保一元（こども園）化整備計画及び坂井市幼児教育指針にもとづき、望ましい幼児教育のあり方について検討・再編を図る。平成25年度から、3年保育の幼保園の短時部として開園している。 | 教育総務課 子育て支援課 |
| 3 | 保育所（園）の運営（通常保育） | 保護者の就労や疾病などにより、保育が必要な子どもを保護者に代わって保育し、豊かな人間性を育み、健全で調和のとれた子どもを育成するために、保育所（園）の適正な運営を行う。 | 子育て支援課 |
| 4 | 保幼小の連携の推進 | 保育所（園）、幼稚園、小学校等が連絡を取り合える関係づくりを検討し支援する。各小学校区で作成する保幼小接続カリキュラムを活用して連携・交流を進める。 | 学校教育課 |

② 子育て支援事業の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------|--|--------|
| 5 | 乳幼児期における読書活動事業 | 乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、乳児を育む保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を行う。 | 図書館 |
| 6 | 子どもの読書活動推進事業 | 子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。 | 図書館 |
| 7 | 障害児保育事業の充実 | 障がいがあってもより良い保育サービスを受けられるよう、内容の充実を図る。 | 子育て支援課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------------------|--|--------|
| 8 | 保育カウンセラー事業 | 気がかりな子どもへの専門的な理解を深め、障害児保育の推進とサポート支援体制の確立を図るため保育カウンセラーを配置し、保育所（園）を巡回して保育士、保護者への支援にあたる。 | 子育て支援課 |
| 9 | 障害児通所支援事業 | 障がいのある子どもが専門的な施設等に通い、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練・支援を受ける。 | 子育て支援課 |
| 10 | 子育て支援センター事業 | 子どもと家庭を支援するネットワークを構築し、子育てに関する総合的な相談に対応する。内容によっては、地域へ出かけて、保健センターや保育所（園）等の専門機関と連携して対応する。 | 子育て支援課 |
| 11 | つどいの広場事業 | 保育所（園）等の地域の施設を利用して、子育て中の親などが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合う事で、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する。 | 子育て支援課 |
| 12 | 保育所（園）地域活動事業 | 保育所（園）において、地域の需要に応じた幅広い活動を行う。 | 子育て支援課 |
| 13 | 保育所（園）の一般開放 | 在宅児の親子に遊び場の提供や育児相談を実施する。 | 子育て支援課 |
| 14 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭の親の一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭等により、日常生活で困った時、育児や食事の世話等を行う家庭生活支援員を派遣する。 | 子育て支援課 |
| 15 | 延長保育事業 | 保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。 | 子育て支援課 |
| 16 | 休日保育事業 | 就業形態の多様化に対応するため、休日保育の実施を検討する。 | 子育て支援課 |
| 17 | 乳児保育事業 | 保護者の就労条件等から産後8週からの入所を受け入れる。 | 子育て支援課 |
| 18 | 病児・病後児保育事業 | 保育所（園）に通所する児童等が病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。 | 子育て支援課 |
| 19 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） （トワイライトステイ） | 保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を確保する。 | 子育て支援課 |
| 20 | 一時保育事業 | 病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、等において一時的に子どもを預かり保育する。 | 子育て支援課 |
| 21 | 公立保育所民営化事業 | 市民のニーズに応えた多様な保育サービスを提供するため、民間の活力を導入し、更なる保育の質の向上を図る。 | 子育て支援課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------|--|-----------------|
| 22 | 民間保育園 施設整備補助事業 | 民間保育園が行う対象児童の拡大、保育サービスの充実、 環境の整備のために行う施設整備に対して補助する。 | 子育て支援課 |
| 23 | 児童福祉施設 耐震化整備事業 | 児童の大切な生命を預かっている保育所（園）等の 安全確保を行っていくために、老朽化した建物につ いて、年次計画をたて順次、診断と整備を行う。 | 子育て支援課 |
| 24 | ファミリー・サポー ト・センター事業 | 地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会 員組織相互援助活動について、ニーズに応じて検討 する。 | 子育て支援課 観光産業課 |
| 25 | 里親制度の推進 | 里親制度について広く住民に啓発し里親登録を推進す るとともに、里親を支援していく体制を整備する。 | 子育て支援課 |
| 26 | すみずみ子育てサポ ート事業の推進 | 保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭、就職活動、公的 行事参加などで、家庭で一時的に養育できない場合 に、一時預かりや家事手伝いなどを行う。 | 子育て支援課 |

③就学後の教育・保育の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|-------------------------|
| 27 | 放課後児童クラブ 事業 | 昼間、保護者のいない小学生を学校等で放課後に預 かり、健全で充実した生活を送れるよう遊びの指導 や生活指導などを行う。 | 子育て支援課 |
| 28 | 放課後子ども教室 事業 | 放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、学 校・公民館などを利用し子どもの居場所づくりを行 う。 | 生涯学習 スポーツ課 |
| 29 | 「放課後子ども総合 プラン」の推進 | 国の「放課後子ども総合プラン」の推進に伴い、放 課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提 供について検討をすすめる。 | 子育て支援課 生涯学習 スポーツ課 |
| 30 | 特別教育支援事業 | 心身に障がいのある幼児及び児童・生徒の教育に関 して、総合的で科学的な判断を行い適正な就学指導 を図る。 | 学校教育課 |
| 31 | 学級運営支援事業 | 障がいのある子どもや気がかりな子どもが安全・円 滑に学校生活を過ごせるよう、必要に応じ支援員を 配置する。 | 学校教育課 |
| 32 | 学校図書館支援事業 | 学校図書館に司書教諭を配置することにより図書 館の充実を図り、児童・生徒の健全な教養育成を図 る。 | 学校教育課 |
| 33 | 地域ふれあい交流 事業 | どろんこ教室等の体験学習を通し、子ども達の交 流、地域との交流、学校間の交流を図る。 | 学校教育課 |
| 34 | わんぱく少年団事業 | 自然の中で行われる様々な活動を通して、生涯にわ たって自然に親しみ、豊かな人生を送るための基礎 や手段を学ぶ。 | 生涯学習 スポーツ課 |
| 35 | スポーツ少年団事業 | 多くの子どもたちにスポーツをすることの楽しさ と喜びを与え、スポーツを通して子どもたちの心と 体を育てる。 | 生涯学習 スポーツ課 |

(2) 子どもの健康を支える保健・医療・食育の充実

子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開し健康診査や相談事業の充実を図ります。また、健康な身体づくりの基本となる食習慣や栄養摂取についても正しい知識が得られるよう、食育を推進します。

①保健・医療の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------|---|-----------------|
| 36 | 母子健康手帳（親子手帳）の交付 | 母子健康手帳（親子手帳）の交付を行い母子の健康管理に役立てる。また、交付と同時に妊婦相談を実施する。 | 健康増進課 |
| 37 | 母子推進員による母子の健康づくり推進 | 母子の健康増進を図り、健康で明るい家庭づくりを推進する。 | 健康増進課 |
| 38 | 乳幼児健診 | 総合的な健診を行い、疾病の早期発見及び乳児の健全育成や保護者への育児支援を図る。 | 健康増進課 |
| 39 | 乳幼児歯科保健事業 | 保護者に対し、乳歯の頃からの虫歯予防について知識の普及を図る。 | 健康増進課 |
| 40 | 5～6ヶ月育児相談 | 離乳食の開始時期に合わせて実施し、乳児の成長発達を確認する。また、アンケートを実施し子育てについての不安解消に役立てる。 | 健康増進課 |
| 41 | 発達相談（ひまわり相談） | 子どもの言葉遅れや情緒面での発達の不安などに対して小児科医など専門のスタッフが個別に相談を受け必要時は療育専門機関へつなげる。 | 健康増進課 |
| 42 | 予防接種の充実 | 感染症の予防及び蔓延を防ぐため予防接種法に基づき実施する。 | 健康増進課 |
| 43 | 任意予防接種の助成 | 任意予防接種に対して助成することで、接種率を高め、感染症の予防および蔓延を防ぐ。（おたふくかぜ・インフルエンザ） | 健康増進課 |
| 44 | 児童生徒健康管理事業 | 保育所（園）、幼稚園等や小中学校において、健康観察や健康診断等を通して、児童生徒の健康維持・増進に努める。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 45 | 医療機能の充実 | 高度な診療や治療に対応できる医療機器の導入および更新を図る。 | 三国病院 |
| 46 | 緊急医療対策事業 | 地域内医療機関をはじめとする病院と一般診療所の連携、消防との連絡体制を強化しながら、夜間・休日等の救急時の医療体制を確保する。 | 三国病院 |
| 47 | 小児救急医療支援事業 | 小児救急医療を担う機関に対し支援を行うことで、小児救急医療体制の充実を図る。 | 健康増進課 |

②食育の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------|---|-----------------------------------|
| 48 | 食育出前講座 | 幼児に5感（見る・聞く・触る・嗅ぐ・味わう）を活用した調理体験を通して食べ物や調理に興味を持たせ、今後の食習慣形成の土台をつくる。 | 健康増進課 |
| 49 | 食生活改善推進員活動事業 | 健康的な食生活習慣普及や食育推進のため、地域に根付いた活動で栄養・食生活に関する知識を普及する。 | 健康増進課 |
| 50 | 食育活動事業 | 給食時間等の指導を通して子どもの健康、心の健全育成を図る。また、子どもがより身近に実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを抱けるよう、地場産物の利用拡大を図る。保育所（園）においては菜園活動を実施し、その収穫や調理を通して食に対する興味を育てる。保護者に対しても食育の大切さを啓発する。 | 健康増進課 学校教育課 農林水産課 子育て支援課 |

2 家庭が笑顔で育つまち

現状と課題

近年、価値観やライフスタイルが多様化し、子育て家庭もさまざまな事情を抱えています。共働き家庭やひとり親家庭など、保育の必要性が高い家庭や、経済的に困窮している家庭、子どもとの向き合い方がわからず深刻な悩みを抱えている家庭など、何らかの支援を必要としている家庭もあります。すべての子育て家庭が心豊かに子どもと向き合い、それぞれの価値観を大切にしながら子育てができるよう、施策を推進することが大切です。

坂井市においては、核家族化の進行が顕著となっています。核家族世帯数は平成2年から20年間で1.5倍となっており、子育てをするうえで頼ることのできる親族等が近くにいない家庭も増えていると考えられます。心配や悩みごとを可能な限り取り除き安心して子育てができるよう、家庭教育に関する情報提供や、相談体制の強化、学習機会の提供や世代間交流の機会を確保していくことが大切です。

また、アンケート結果からみる女性の就労率は、過去5年間でさらに高まっています。小学生の保護者では、フルタイムでの就労が全体の約半数となっています。共働き家庭が増加する中で、子どもの健やかな成長を支えるには、子どもの育ちをサポートする保育サービスの充実をはじめ、保護者が子育てしながら働きやすいよう、職場の理解や協力を得ることが不可欠です。関係機関・団体等との連携を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが重要です。各家庭においては、男女がともに協力し、楽しみながら子育てや家事ができるよう、それぞれの役割分担を話し合う機会をつくることも大切です。

障がい、疾病、虐待、貧困等を理由に、きめ細やかな支援を必要としている子ども・家庭に対する支援も重要です。ひとり親家庭等の自立支援や、障がいのある子どもがいる家庭への乳幼児期からの一貫した支援、児童虐待への対応など、さまざまな事情を抱えた家庭への支援についても、取り組みをさらに推進していく必要があります。子育てにかかる不安や負担を可能な限り軽減し、子育てしやすい環境づくりをめざすことが大切です。

(1) 家庭における子育て力の向上

子育ての第一義的責任を負うとされる「家庭」も、子育てを通じて成長していくことが大切です。各家庭の子育て力の向上のため、各種講座や相談事業を充実します。

①親育ちへの支援

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|---------------|
| 51 | パパママレッスン (両親学級) | 妊婦とその家族を対象として、妊娠中及び出産後の健康管理・育児について学ぶ機会とする。また、妊婦同士・父親同士が交流を持つ機会ともする。 | 健康増進課 |
| 52 | 妊婦・新生児・乳児等 訪問指導 | 妊婦・新生児・幼児については希望者・ハイリスク者宅などを訪問する。産婦・乳児については4ヶ月までに連絡を取り家庭訪問を実施し、対象者の健康管理、子育て支援を行う | 健康増進課 |
| 53 | 妊婦健診の助成 | 妊娠期の健康管理のため、全妊婦に医療機関での健診受診について助成する。 | 健康増進課 |
| 54 | 特定不妊治療費の助成 | 特定不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。 | 健康増進課 |
| 55 | 里帰り出産に対する妊婦乳児健診の助成 | 里帰り出産に対し、県外受診の妊婦健診および1ヶ月乳児健診費用の助成を実施し、妊婦等の健康管理に役立てる。 | 健康増進課 |
| 56 | 離乳食相談 | 乳児期の食の特徴や大切さを伝え、離乳食を進めていくなかで保護者の不安解消ができるよう助言等を行う。 | 健康増進課 |
| 57 | 栄養相談・栄養指導の実施 | 子どもの成長や将来の生活習慣病予防の観点から、乳児期の栄養指導を保護者も含めて各種保健事業やイベントで実施し、あわせて電話相談も行う。 | 健康増進課 |
| 58 | 家庭教育推進 (子育て講演会)事業 | 就学時検診の際、親に対し子育てに関する講演会を実施する。 | 学校教育課 |
| 59 | 心の家庭教育支援事業 | 家庭の教育力の向上を図るため、身近な地域において子育ての経験者等で、情報提供や学習機会の提供など家庭教育を支援する。 | 生涯学習 スポーツ課 |
| 60 | 育児講座の開催 | 子育て支援センターや各保育所(園)等において、保護者や地域の人たちの参加のもと、子育てに関する研修を行い、育児不安感を解消する。 | 子育て支援課 |
| 61 | 思春期教室 | 小中学生を対象に、性教育や命の大切さについて学習する機会とする。 | 健康増進課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------|--|--------------|
| 62 | 男女共同参画啓発事業 | 固定的な性別役割分担を見直し、家事や育児などあらゆる面で男女の共同参加が進むように、幼少期から大人まで出前講座などを通して意識啓発に努める。 | まちづくり 推進課 |
| 63 | 父親の子育て 推進事業 | 父親がより積極的に子育てにかかわるよう、啓発のためのパンフレット・小冊子を配布し、意識の向上を図る。 | 健康増進課 |
| 64 | 地域組織活動の充実 | 親子及び世代間交流、児童養育に関する活動、児童の事故防止活動など、地域を単位として子どもの健全育成に寄与する自主的団体の活動を支援する。 | 子育て支援課 |
| 65 | 子育てサークルへの 支援 | 子育てをする親同士が、お互いに助け合うことができる子育てサークルの活動を多面的に支援する。 | 子育て支援課 |

②相談体制の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|---|--------|
| 66 | ひとり親家庭等に対する自立支援事業 | 自立支援員を配置して、ひとり親家庭が抱える様々な相談に応じるとともに、自立できるための支援を行う。 | 子育て支援課 |
| 67 | 子どもと女性に対する相談事業 | 家庭相談員と女性相談員を配置して情報を共有しながら、様々な問題について対応する。 | 子育て支援課 |
| 68 | 子育てほっとメール &電話相談事業 | 妊娠・出産・育児の悩みに対する相談に応じる。 | 健康増進課 |
| 69 | # 8000 子ども救急 医療電話相談 | 休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、看護師が電話相談を行う。 | 健康増進課 |

③情報提供

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------|--|--------|
| 70 | 情報発信の推進 | ICT*を活用して子育て世帯への情報発信や保護者や関係者との情報交換等の構築を検討する。 | 子育て支援課 |

※ICT……情報 (Information)、通信 (Communication)、技術 (Technology) に関する技術の総称。コンピュータやネットワークに関連する技術・産業・設備・サービスなどを指す。

(2) 子育てと仕事の両立支援

子育てにかかる負担が、父親・母親のどちらかに偏ることがないように、互いに仕事と子育てを両立し、子育てに積極的にかかわっていけるよう、意識啓発や労働環境の改善に向けた働きかけを行います。

①働き方の見直し・啓発

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------|--|----------|
| 71 | 育児・介護休業制度の周知啓発 | 福井労働局・県などが発行する制度周知のためのリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。 | 観光産業課 |
| 72 | ワーク・ライフ・バランスの促進 | 仕事と子育てや介護、地域活動などの仕事以外の活動をバランスよく調和させて暮らすことが出来るよう、社会全体で働き方の見直しするなどの意識啓発に努める。 | まちづくり推進課 |

②雇用の促進・就労の支援

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------------|--|--------|
| 73 | 職業訓練の周知・紹介 | 県などが実施している能力開発講座のリーフレット等の窓口設置、問い合わせ等への対応による周知をする。 | 観光産業課 |
| 74 | 男女共同参画に配慮した雇用に関する啓発活動の推進 | 男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。 | 観光産業課 |
| 75 | 求人情報の提供 | ハローワークが毎週発行する求人情報を本庁ロビーや支所窓口等に掲示し、情報提供する。 | 観光産業課 |
| 76 | 産休・育休明けの円滑な就労・再就職への支援 | 妊娠中・育休中から、職場復帰や求職活動の目処がつけられるよう、前年度中に保育所入所手続きを実施する。 | 子育て支援課 |

(3) 特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備

ひとり親世帯をはじめ、家族状況などさまざまな要因から、社会的な養護を必要とする子どもたちがいます。それぞれの状況に応じ、安全で安心な生活環境の確保に向けた取り組みを進めます。

①専門的支援の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|---|--------------------------|
| 77 | ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金事業 | 雇用保険法による教育訓練給付を受給できないひとり親家庭の親が、指定教育訓練を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給する。 | 子育て支援課 |
| 78 | 高等職業訓練促進給付金等支給事業 | 経済的な自立を目指すひとり親に対して、専門的な資格取得のための修学期間中における生活費を支援する。 | 子育て支援課 |
| 79 | 日常生活用具給付事業 | 在宅の障がい児に対し、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具の給付や貸与を実施する。 | 社会福祉課 |
| 80 | 補装具費支給事業 | 身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付や、修理等を行う。 | 社会福祉課 |
| 81 | 特別支援教育就学援助事業 | 小学校・中学校の通常学級に在籍する特別支援学校相当と判断された児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を補助する。 | 学校教育課 |
| 82 | 日中一時支援事業 (地域生活支援事業) | 日中、障がいのある子どもを一時的に預かることにより、日中の活動の場を確保し、家族の就労支援および介護の一時的軽減を図る。 | 社会福祉課 |
| 83 | 相談支援事業 (地域生活支援事業) | 障がいのある子ども、その保護者、介護者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、必要な情報提供の支援を行う。 | 子育て支援課 |
| 84 | 養護学校通学事業 | 坂井市内から特別支援学校（養護学校）に通学する児童生徒に対して通学バスを運行し、就学支援を行う。 | 社会福祉課 |
| 85 | 障がい者施設入浴事業 | 在宅で入浴が難しい障がい者（児）を福祉施設の機械浴槽を使って入浴を行う。 | 社会福祉協議会 |
| 86 | 気になる子のフォロー体制の充実 | 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校へと切れ目なくつながる、保健・医療・福祉・教育の連携による子どものフォロー体制の構築に努める。 | 健康増進課 子育て支援課 学校教育課 |

②虐待防止への支援

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------------|--|--------|
| 87 | 民生児童委員活動 | 地域の子どもを取り巻く環境を日頃から把握し、支援が必要な場合は、関係機関に報告して見守りをする。特に主任児童委員は学校・保育所（園）・児童館等を訪問し、民生児童委員と協働して必要な支援を行う。 | 社会福祉課 |
| 88 | 要保護児童対策 地域協議会の充実 | 児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応が円滑に行えるよう、児童相談所や教育機関・保育所（園）・保健センター・警察等の関係機関が連携し、支援体制の充実を図る。 | 子育て支援課 |

(4) 経済的支援の充実

子育て家庭が経済的な不安がなく、安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図ります。

①各種手当の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------|---|--------|
| 89 | 児童手当給付事業 | 中学校3年生までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図る。 | 子育て支援課 |
| 90 | 重症心身障害児(者)福祉手当支給事業 | 身体障害者手帳2級以上等の在宅障害児(者)で、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない方に支給する。 | 社会福祉課 |
| 91 | 障害児福祉手当支給事業 | 身体または知的発達の重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給する。 | 社会福祉課 |
| 92 | 特別児童扶養手当支給事業 | 身体または知的発達に障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に県が支給する。 | 社会福祉課 |
| 93 | 児童扶養手当支給事業 | ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当を支給する。 | 子育て支援課 |

②医療費助成の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------|---|--------|
| 94 | 子ども医療費助成事業 | 中学校3年生までの児童の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。 | 子育て支援課 |
| 95 | 養育医療給付事業 | 入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を公費で負担する。 | 子育て支援課 |
| 96 | 特定疾患特別見舞金支援事業 | 治療が極めて困難な特定疾患患者(小児慢性特定疾患患者も含む)の経済的負担を軽減する。 | 社会福祉課 |
| 97 | 重度障害者(児)医療費助成事業 | 重度障がい者(児)の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。 | 社会福祉課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|---|--------|
| 98 | 自立支援医療費支給事業（育成医療費支給事業） | 身体に障がいをもつ児童で、その障がいをなくしたり、軽減するために確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な手術等の医療費を支給する。 | 社会福祉課 |
| 99 | ひとり親家庭等への医療費助成事業 | ひとり親家庭等を対象に、健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を助成する。 | 子育て支援課 |

③その他経済的負担の軽減

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------|--|--------|
| 100 | 保育料の負担軽減 | 保育所（園）に同一世帯から二人以上の乳幼児が入所している場合や入所児童が第3子以降の場合、また低所得の母子世帯等の保育料を軽減する。 | 子育て支援課 |
| 101 | 幼稚園就園奨励事業 | 私立幼稚園に就園奨励費補助金を交付することで保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の推進を図る。 | 学校教育課 |
| 102 | 児童・生徒就学援助事業 | 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。 | 学校教育課 |
| 103 | 子育てすくすく支援商品券支給事業 | 多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。 | 子育て支援課 |
| 104 | 交通災害等遺児就学支度金支給事業 | 小・中学校に就学予定の児童を扶養するひとり親家庭に対して申請に基づき支給する。 | 子育て支援課 |
| 105 | 交通遺児救援金支給事業 | 生計を一にしていた父、母又は未成年後見人を交通災害で失った、義務教育就学中の児童又は生徒に救援金を支給する。 | 子育て支援課 |
| 106 | ひとり親・寡婦福祉資金貸付事業 | ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付の受付を行う。 | 子育て支援課 |

3 地域が笑顔で育つまち

現状と課題

子どもが元気に遊び、学び、育っていくためには、子どもも保護者も安心して生活ができるまちをつくっていくことが大切です。経済的な不安や犯罪、事故、災害等の危険性がなく安心して暮らせるまちは、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できるまちであるといえます。

しかし近年、子どもの貧困の増加、度重なる自然災害への不安、スマートフォンやインターネットの普及によって増加する事故や犯罪が全国的な問題となっています。

坂井市においても、子どもたちを危険や不安から守ることのできる環境をつくっていくことが重要です。子どもたちが健全に育まれるよう、家庭、学校、地域社会はもとより、警察等の関係機関や行政がさらに緊密な連携を図ることが求められます。

また、子どもたちが安心して地域で遊んだり、親子で気軽に外出したりできるよう、道路環境整備や公園の整備をすすめていくことも重要です。

地域において子どもや子育て家庭が安心して生活するためには、地域福祉の視点をもったまちづくりも大切です。地域住民が見守り活動やボランティア活動などを通じて子育てに関わる機会を設けることで、地域の連帯感の向上やまち全体の子育て力の向上に努めます。

(1) 安心・安全のまちづくり

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できるよう、犯罪や事故の発生防止を図るとともに、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実に努めます。

①施設等の環境整備

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------|--|-----------|
| 107 | 児童館活動事業 | 子どもたちが安全かつ安心して活動できるよう、施設環境の整備に努める。 | 子育て支援課 |
| 108 | 集会等施設整備への助成 | コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。 | まちづくり推進課 |
| 109 | スポーツ施設の整備 | 子どもを含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園などスポーツ施設の整備を計画的に進める。 | 生涯学習スポーツ課 |
| 110 | 公園維持管理 | 市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。 | 都市計画課 |
| 111 | 児童小遊園地遊具整備補助事業 | 児童に健全な遊び場を与えることで体力の増進と情操の高揚を図るため、各行政区の公園の遊具設置に対して補助金を交付する。 | 子育て支援課 |
| 112 | 児童小遊園地遊具設備修繕助成事業 | 各行政区に設置されている遊具の修繕に対して助成金を交付する。 | 社会福祉協議会 |
| 113 | 危険箇所の点検及び補修 | 市内における道路等の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。 | 建設課 |
| 114 | 歩道整備 | 子どもと一緒に安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。 | 建設課 |
| 115 | 防犯灯設置事業 | 各行政区が犯罪、非行及び事故等の発生防止のために実施する防犯灯設置事業に対し、補助金を交付する。通学路に防犯灯を設置し、児童・生徒の安全確保を図る。 | 安全対策課 |

②犯罪や事故等の防止・啓発

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--------------------|--|---------------|
| 116 | 交通安全施設整備 | 市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。 | 建設課 |
| 117 | 安全安心まちづくり事業 | 市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに関する施策を実践する。また、有効な施策の実践については、各機関どうしの連携が不可欠であるため、安全安心まちづくり推進会議を開催し、安全安心まちづくりに関する施策について協議する。 | 安全対策課 |
| 118 | 交通安全教室の実施 | 交通指導員による小学校での自転車教室および婦人指導員による保育所（園）・幼稚園・小学校等での交通教室等を実施し、児童・園児の交通安全意識の向上を図る。 | 安全対策課 |
| 119 | 交通安全図画ポスターコンクールの実施 | 交通事故のない安全で安心なまちを目指し、児童の交通事故の防止を図るため、市内の小学生を対象に交通安全図画ポスターコンクールを実施する。 | 安全対策課 |
| 120 | 交通指導員の配置 | 交通指導員を配置し、早朝や薄暮時の街頭指導・巡回広報パトロールを実施することにより、子どもを含めた住民の交通事故防止を図る。 | 安全対策課 |
| 121 | 防犯パトロールの実施 | 犯罪を未然に防ぐため、市内の拠点を中心に防犯パトロールを実施する。 | 安全対策課 |
| 122 | 不審者対策 | 保育所（園）・幼稚園・学校等において防災訓練を実施し不測の事態に備える。また職員を対象に講習会を開催し、予防や防護策を学ぶ。 | 安全対策課 |
| 123 | 愛護センター事業 | 青少年の実態を把握し、その愛護の完べきを期するとともに健全な育成を図る。具体的な取り組みとして、補導員による街頭指導・少年相談・学校周辺及び通学路付近の警戒並びに青色回転灯による見守り活動・不審者対策巡回活動などを行い青少年の健全な育成を図る。 | 生涯学習 スポーツ課 |

(2) 市民ネットワークの形成

地域住民が連携を図り、子育てを通じてまち全体が成長することをめざします。

①世代を超えた市民の交流の場の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------|--|---------------|
| 124 | 学校施設の開放 | 市民の交流活動のために学校施設を開放することで地域に拓かれた学校を目指すとともに、施設の利活用を図る。 | 教育総務課 |
| 125 | 子ども会育成事業 | 坂井市子ども会育成連絡協議会を事業主体として、子ども会活動を通して子どもの健全育成を図る。 | 生涯学習 スポーツ課 |
| 126 | 社会教育団体育成事業 | 社会教育団体の自主的で健全な活動を積極的に促進するため、補助金を交付し、社会教育の発展及び市民の自主的な社会教育活動を支援する。 | 生涯学習 スポーツ課 |
| 127 | 青少年健全育成事業 | 坂井市青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、見守り活動啓発運動や、心の教育講演会を開催する。 | 生涯学習 スポーツ課 |
| 128 | 協働のまちづくり事業への助成 | 市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、コミュニティセンターを拠点に、地域住民が主体となって“住みよい愛着と誇りの持てる地域づくり”に取り組んでいる「まちづくり協議会」の運営や活動に対し、財政的な支援、情報発信等を行う。 | まちづくり 推進課 |
| 129 | コミュニティセンターへの移行 | 平成 27 年 4 月 1 日に公民館をコミュニティセンターに移行し、地域づくりの拠点施設として、更に協働のまちづくりを推進する。社会教育事業の推進に加えて、まちづくり協議会を中心とした地域まちづくり活動の充実を図る。 | まちづくり 推進課 |
| 130 | 社会教育・生涯学習事業 | 実生活に即した教育、学術および文化に関する事業を行っていくことで、区域内住民の教養の向上・健康の増進などを図り、生活文化の振興と社会福祉の増進を進める。 | 生涯学習 スポーツ課 |

第5章 量の見込み及び確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

坂井市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位など、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | 平成 27 年度 | | | | | 平成 28 年度 | | | | | 平成 29 年度 | | | | |
|----------------------|--------------------------------|--------------|-------|----------------------------|-------|----------------------|--------------|-------|----------------------------|-------|----------------------|--------------|-------|----------------------------|-------|
| | 1号 (3-5歳) 教育のみ | 2号 (3-5歳) | | 3号 (0~2歳) (保育の必要性あり) | | 1号 (3-5歳) 教育のみ | 2号 (3-5歳) | | 3号 (0~2歳) (保育の必要性あり) | | 1号 (3-5歳) 教育のみ | 2号 (3-5歳) | | 3号 (0~2歳) (保育の必要性あり) | |
| | | 教育 | 保育 | 0歳 | 1,2歳 | | 教育 | 保育 | 0歳 | 1,2歳 | | 教育 | 保育 | 0歳 | 1,2歳 |
| ①量の見込み (必要利用定員総数) | 263 | 258 | 1,772 | 300 | 1,141 | 262 | 258 | 1,770 | 295 | 1,124 | 262 | 257 | 1,767 | 292 | 1,115 |
| ②確保の内容 | 認定こども園 幼保園 幼稚園 保育所(園) | 2,506 | | 270 | 1,136 | 2,521 | | 309 | 1,150 | 2,536 | | 333 | 1,150 | | |
| | 地域型 保育事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| ②-① | 213 | | -30 | -5 | 231 | | 14 | 26 | 250 | | 41 | 35 | | | |

| | 平成 30 年度 | | | | | 平成 31 年度 | | | | | |
|----------------------|--------------------------------|--------------|-------|----------------------------|-------|----------------------|--------------|-------|----------------------------|-------|--|
| | 1号 (3-5歳) 教育のみ | 2号 (3-5歳) | | 3号 (0~2歳) (保育の必要性あり) | | 1号 (3-5歳) 教育のみ | 2号 (3-5歳) | | 3号 (0~2歳) (保育の必要性あり) | | |
| | | 教育 | 保育 | 0歳 | 1,2歳 | | 教育 | 保育 | 0歳 | 1,2歳 | |
| ①量の見込み (必要利用定員総数) | 264 | 259 | 1,779 | 287 | 1,099 | 259 | 255 | 1,752 | 283 | 1,083 | |
| ②確保の内容 | 認定こども園 幼保園 幼稚園 保育所(園) | 2,551 | | 350 | 1,150 | 2,551 | | 350 | 1,150 | | |
| | 地域型 保育事業 | | | | | | | | | | |
| ②-① | 249 | | 63 | 51 | 285 | | 67 | 67 | | | |

●坂井市には平成 26 年現在、待機児童がおらず、すべての子どもたちが、教育・保育のサービスが受けられる体制が整っています。増大する0~2歳の保育ニーズに対応するための体制強化が求められます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①地域の保育事業の実施

■延長保育事業:

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込 | 579 人 | 575 人 | 571 人 | 569 人 | 561 人 |
| ②確保の内容 | 579 人 | 575 人 | 571 人 | 569 人 | 561 人 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

●現在坂井市では、市内 30 か所の保育所（園）で延長保育事業を実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施を続けます。

■子育て短期支援事業：(ショートステイ)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込 | 28 人日 | 27 人日 | 27 人日 | 27 人日 | 27 人日 |
| ②確保の内容 | 28 人日 | 27 人日 | 27 人日 | 27 人日 | 27 人日 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

●現在坂井市では、市外の 3 か所の施設への委託により、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施を続けます。

■地域子育て支援拠点事業:

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込 | 44,556 人回 | 43,884 人回 | 43,464 人回 | 42,816 人回 | 42,192 人回 |
| ②確保の内容 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | 6か所 |

●現在坂井市では、6か所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。各地域で子育て支援に対するニーズに応え、また、保護者同士、子ども同士が交流の場を持つことができるような雰囲気づくりが求められています。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業:

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の 見込 | ①1号認定による利用 | 140 人日 | 139 人日 | 139 人日 | 140 人日 | 138 人日 |
| | ②2号認定による利用 | 69 人日 | 69 人日 | 69 人日 | 69 人日 | 69 人日 |
| ②確保の内容 | | 209 人日 | 208 人日 | 208 人日 | 209 人日 | 207 人日 |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

●坂井市では、在園児を対象とした一時預かりの利用事業は、私立幼稚園 1 園と、すべての公立幼稚園（平成 28 年度からすべて幼保園となる）で受け入れ体制を確保し、実施します。

■一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業を含む):

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込 | 5,286 人日 | 5,522 人日 | 5,770 人日 | 6,032 人日 | 6,307 人日 |
| ②確保の内容 | 5,286 人日 | 5,522 人日 | 5,770 人日 | 6,032 人日 | 6,307 人日 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

●現在坂井市では、未就園児を対象とした一時預かり事業を 16 か所で実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施を続けます。

■病児・病後児保育事業:

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込 | | 2,898 人日 | 2,870 人日 | 2,840 人日 | 2,809 人日 | 2,774 人日 |
| ②確保の内容 | 病児・病後児保育事業 | 2,898 人日 | 2,870 人日 | 2,840 人日 | 2,809 人日 | 2,774 人日 |
| | 子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業) | | | | | |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

●現在坂井市では、2か所で病児保育事業、3か所で病後児保育事業を実施しています。
現在の一日の受け入れ可能人数は、病児が8人、病後児が11人となっています。

■利用者支援事業【新規】:

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込 | | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 |
| ②確保の内容 | | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 |

●3か所の子育て支援センターと、子育て支援課で事業を実施します。

②放課後児童クラブ事業の実施

■学童保育:

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込 | 小学校低学年 | 1,131人 | 1,122人 | 1,083人 | 1,036人 | 997人 |
| | 小学校高学年【新規】 | 485人 | 476人 | 479人 | 480人 | 476人 |
| ②確保の内容 | | 1,616人 | 1,598人 | 1,562人 | 1,516人 | 1,473人 |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- 現在坂井市では、29か所（33クラブ）で小学校低学年の児童クラブを実施しています。一部クラブでは6年生まで受け入れを行っています。今後は、市内全体で6年生まで受け入れができるよう、段階的に整備や指導員の確保をすすめます。
- 国の「放課後子ども総合プラン」の推進に伴い、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供について検討をすすめます。平成31年度までに29か所（33クラブ）での実施を目指します。

③健康にかかわる保育事業の実施

■乳児家庭全戸訪問事業:

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|---|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込 | 740 人 | 738 人 | 727 人 | 718 人 | 706 人 |
| ②確保の内容 | 740 人 | 738 人 | 727 人 | 718 人 | 706 人 |
| | 実施体制: 坂井市新生児訪問嘱託員、保健師 実施機関: 坂井市健康増進課 | | | | |

●生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

■養育支援訪問事業:

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込 | 23 人 | 28 人 | 33 人 | 40 人 | 48 人 |
| ②確保の内容 | 23 人 | 28 人 | 33 人 | 40 人 | 48 人 |
| | 実施体制: 保健師 実施機関: 坂井市健康増進課 | | | | |

●児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

■妊婦健診:

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|---|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| ①量の見込 | 740 人 | 738 人 | 727 人 | 718 人 | 706 人 |
| ②確保の内容 | 740 人 (10,360 人回) | 738 人 (10,332 人回) | 727 人 (10,178 人回) | 718 人 (10,052 人回) | 706 人 (9,884 人回) |
| | 実施場所: 福井県医師会 福井大学医学部附属病院 福井県立病院 公立丹南病院 福井赤十字病院 坂井市立三国病院 織田病院 瀧澤助産院 ささした助産所 かたおか助産所 等 項目: ①初期血液検査 (血液型、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、HIV 抗体価検査、 梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査) ②妊婦一般健康診査 ③HTLV-1 抗体検査 ④性器クラミジア検査 ⑤子宮頸がん検診 ⑥妊婦精密健康診査 | | | | |

●実施は各医療機関に委託しています。項目は6つとなっています。

第 6 章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、坂井市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援にかかわる、家庭、保育所（園）・幼稚園・小学校等や、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、坂井市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

参考資料

- ・策定経過
- ・委員名簿
- ・子ども・子育て会議設置要綱
- ・用語解説 等